

以下の見出しの次に来る太字の部分は、NPT最終文書の引用である。また、課題は太字斜体とし、とくに重要な項目（「重要課題」）に下線を引いた。

# 1

## CTBT早期発効

1. 包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効を達成するために、遅滞なく、無条件に、憲法上の過程にしたがって、署名し批准することの重要性と緊急性。

課題1 2003NPT再検討準備委員会や国連総会などにおいて早期発効の重要性を日本はくり返し要求すること。また、他国の同種の提案を支持すること。

課題2 CTBT発効の見通しが立たないなかで、各国の政治的関心の低下が懸念される。日本政府は国際的関心の維持・強化に努力すること。

課題3 CTBTを否定するブッシュ政権を率直に批判し、その姿勢を日本の市民に示し、日本の世論を背景にブッシュ政権に強くCTBT批准を要求すること。

課題4 米国以外の未批准発効要件国の一つ一つについて、各国に適した方法による系統的で継続的な批准促進の活動を行うこと。

課題5 CTBTO準備委員会への技術協力を強化するとともに、その維持について積極的な取り組みを行うこと。

評価：B

### [課題の設定]

#### 課題1（早期発効要求）

今回の評価の対象としている期間（2003年2月17日～2004年2月16日以下、対象期間）に、CTBT署名国数は166から170に、批准国は97から109に増加した。大多数の国がすでに署名を済ませた現段階では、署名国の数が4か国増に留まったことは理解できる。対象期間の冒頭において、署名済みだが未批准である国が69か国あった中で批准国が12か国増えたことになるが、この批准の進み具合は、決して順調とは言えない。CTBT早期発効の重要性について、国際的関心を高めることが重要である。

中でも深刻なのは、CTBTの発効要件となっている原子力技術を持つ44か国のうち未批准である13か国の動向である。対象期間が始まる時、この批准が過去丸2年間ま

ったく進まない状況にあった。

13か国のうち、インド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の3か国は署名もまだであった。署名はしたが、未批准の国は、アルジェリア、中国、コロンビア、コンゴ民主共和国、エジプト、インドネシア、イラン、イスラエル、米国、ベトナムの10か国であった。このうち核兵器国で未批准は米国と中国である。中でも、米国がCTBT拒絶の政策を明確にしていることは、深刻な状況を生みだしていた。

日本政府は、米国がCTBT推進政策を転換したために、国連決議案提出に際して、一時、従来のCTBT早期発効の要求を弱めようとした経緯（2001年）がある。しかし、それ以後立て直して、「CTBT早期発効」を優先課題とする姿勢を取り戻している。日本政府はこの姿勢を揺るぎなく継続すべきである。具体的には、2005年NPT再検討

会議第2回準備委員会（03年4月28日～5月9日）（以下、「03NPT準備委員会」と略記）、CTBT発効促進会議、国連総会などの機会において日本政府は「早期発効」を強く打ち出すべきである。

#### 課題2（関心の維持・強化）

前述したように発効要件国の批准が遅滞しており、米国が強固に拒否をする状況が続くと、CTBTに対する国際的な関心の低下が懸念される。日本政府は、CTBT発効を重視する国として、問題を絶えず顕在化させ、国際的な関心を維持・強化する任務を果たすべきである。このためには、とりわけ発効促進会議をもり立てることが有効であると考えられる。

#### 課題3（米国批判と市民への説明）

現時点でのCTBT発効への最大の障害は米国である。1999年10月に上院がCTBT批准を否決し、2001年1月に政権の座に着いたブッシュ政権がCTBTを欠陥条約であると批判し始めた。2002年のNPT準備委員会において、公式に「ブッシュ政権はCTBTの批准を追求する計画はない」（02.4.11、「情報文書」）と述べていたが、対象期間の初期に開かれた03NPT準備委員会においても「合衆国はCTBT批准を追求しない」と改めて明言した（03.5.1、「情報文書」）。この政策の背後には、米国の「核態勢見直し（NPR）」（01.12.31、一説に02.1.8）が存在することも、もはやよく知られたことである。

さらに、日本と米国の二国間の関係にとっては、米政策は深刻な合意違反となっている。なぜなら、1996年「日米安全保障共同宣言」は、「CTBT交渉の促進」を唱い「軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力を行う」と唱っていた。さらに、2000年3月には、CTBTの早期発効を「当座の最優先課題」とする「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」を設立し、両政府は同委員会の発足にあたって、「本日は歴史的な日である」とまで高揚した感情を込めた共同発表を行っていたのである。

このような状況下で、日本は米国の政策変更を厳しく抗議しなければならないだろう。また、すでに直接米国に抗議しているというのなら、正常な日米関係を維持するためにも、日本の市民に対して米国に厳重に抗議していることを明らかにし、市民への説明責任を果たさなければならない。

#### 課題4（米国以外への要求）

米国のCTBTに対する政策を変更させるためには、米国の核兵器政策そのものに対する論理的批判が欠かせないが、同時に国際世論によって米国政府を包囲する努力も必要である。そのための一法は、CTBTの普遍性を高める（加盟国を増やす）ことである。とくに、米国以外の12の発効要件国への働きかけが重要である。

02年の日本の国連総会決議（02.11.22、57/78）「核兵器完全廃棄への道程」（以下、「道程決議」）で、日本は「CTBTに署名・批准し、その早期発効を達成することの重要性および緊急性」という内容を盛り込んだが、未批准の発効要件国の中でアルジェリア、コロンビア、インドネシア、イラン、ベトナムの5か国が賛成票を投じていた。つまり、これらの国は、行政府のレベルでは早期発効の意志があることを示している。したがって、個々の政府の事情に応じた批准促進の働きかけをねばり強く行うことが求められる。

#### 課題5（CTBTOへの協力）

署名国が資金を拠出して設立したCTBTO準備委員会（設立、1996.11.19）の主要な任務は、発効時に国際検証システム（IMS）が整備されているよう準備することである。日本はIMSに10の観測所を持つことを求められており、その認証を得る努力をするのはもちろんであるが、日本が進んでいる分野において、他国への技術協力が求められる。また、CTBTへの米国の協力が得られない場合、米国の資金拠出が滞ることも予想される。日本は準備委員会に対して、技術協力にとどまらず、CTBTOの維持について積極的な取り組みをするべきである。

#### [ 評価 ]

課題1、2は、CTBTの早期発効を実現するために、新しくはないが続けなければならない基礎的な仕事である。今回の評価対象期間においても、日本はそれなりの意欲をもちた取り組みを行ったと評価できる。

03NPT準備委員会において、猪口邦子軍縮大使は一般演説で「CTBTは核兵器の拡散を阻止するだけでなく、核兵器の質的改善を制約する」（03.4.29）と強調し、日本の早期批准促進の姿勢を示した。作業文書においても、CTBTに前進がないと「核軍縮・不拡散の将来を不確実にする」「NPT

体制が否定的な影響を受ける」と憂慮し、早期発効を「極めて重要」と述べた(03.5.6)。

03年9月3-5日にウィーンにおいて、第3回C T B T発効促進会議が開催された。日本は、川口外務大臣が参加することによって早期発効への積極姿勢を印象づけた。外務大臣は、演説の中で日本が早期発効のために具体的にどのような努力をしているかを説明した。会議の前には、発効促進会議議長のトゥウミオヤ・フィンランド外相、バルトナー・オーストリア外相と三名の連名で、未批准の発効要件国に早期発効を呼びかける書簡を送った。

03年国連総会における日本の「道程決議」(03.12.8、58/59)は、全体としては多くの問題を含んでいるが、C T B T早期発効に関しては、「早期発効を達成することの重要性および緊急性」という従来の水準を維持した。米国とインドのみが反対するという、日米関係の中では、異例の事態であるが、ここでは日本が踏ん張っていることを評価しておきたい。

しかし、課題3として設定した米国を厳しく批判し、日本の世論を背景に米国の翻意を促すようなとり組みは見ることができなかった。最強の核大国が核実験の選択肢を残すことに固執していることほど、C T B Tにとって破壊的なことはないわけであるから、川口外務大臣、猪口軍縮大使などの演説の中で、もっと踏み込んだ要求を表明すべきである。固有名詞を出さなくても、厳しい態度を伝える方法はさまざまにあるはずである。そして、そのことを日本国民に説明すべきであろう。

外務省は、米国との二国間会議の場で米側に日本の主張を十分に伝えていと説明している。対象期間とその前後を含めると、「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」を3回開催している。第5回会議(03.1.24)、第6回会議(03.8.1)、第7回会議(04.2.18)である。いずれも米側はボルトン国務次官が参加している。外務省の記録によると、いずれにおいても、C T B T重視の日本の立場を伝え、米国の批准を促している。しかし、これが会議全体の中で占めている重要さはあまり大きくないと判断される。課題設定のところで説明したように、この委員会がC T B T

早期発効を最優先課題として発足したこと、にもかかわらず米国が一方的にそれを否定したことを考えると、政府は国民に見える形で、米国に何らかの圧力をかけるべきであろう。

日本の米国に対する曖昧な態度は、せっかくの日本の「早期発効」のための外交努力も、他の多くの国やN G Oに、素直に理解されない結果を招くと思われる。

課題4の米国以外の12か国に対する働きかけについては、国際的な努力が一定実を結んでいると考えられる。もちろん、日本のみの功績でないことは明らかであるが、日本もまた、役割の一部を担っていた。対象期間に三つの特筆すべきことがあった。第一は米国以外の12カ国未批准発効要件国のうち、アルジェリアが03年7月11日に批准を済ませたことである。この結果、米国を含めた未批准発効要件国は、一つ減って12カ国になった。日本は、批准後のアルジェリアが必要とする監視体制について技術援助をするなど、批准に向けた条件整備に協力してきた。第二は、中国の全国人民代表大会が近い将来にC T B Tを批准する可能性があることである。第3回発効促進会議で楊(ヤン)大使が演説の中で触れた(03.9.4)。日本も、二国間会議で機会をとらえて、批准を働きかけてきた。第三は、発効要件国ではないが、リビアがC T B T批准を済ませた(04.1.6)。核開発疑惑のあった国の批准として重要な意味をもっている。

課題5に関しては、日本自身のI M S観測所の承認を目指した意欲的な努力が行われている。02年11月にC T B T国内運用体制を設立したが、日本が義務づけられている10個所のI M S観測所の内、高崎放射性核種監視観測所が初めて、04年2月6日(ウィーン時間)にC T B T O準備委員会暫定技術事務局(P T S)の認証を受けて正式運用を開始した。日本はまた、監視体制にかかわる海外技術者の研修や、器材の提供などの協力も行っている。

総合して、米国の果たしている破壊的な政策に対する日本の対応が極めて弱いというマイナス点が大きいが、米国と対立しながらも他の基本的な課題に地道に取り組んでいることを考慮して、評価をBとする。

## 2

## 核爆発実験のモラトリアム

2. CTBTが発効するまでの、核兵器の爆発実験またはその他のあらゆる核爆発の一時停止。

課題1 米国政府は核爆発実験再開の準備期間短縮の法案を議会に提出した。この動きに危機感を持って抗議し、米国の一時停止が崩れないよう国際世論喚起の努力を行うこと。それを日本国民に伝えること。

課題2 未臨界核実験が核爆発実験の再開準備の目的を含むことが判明した今、日本政府は未臨界核実験反対の立場を明確にすること。

課題3 03NPT準備委員会、CTBT発効促進会議、国連総会などにおいて、核爆発実験のモラトリアムを継続するよう日本自身が提案したり、他国の提案を支持すること。

評価：D

[ 課題の設定 ]

課題1 (米国の核実験再開準備期間短縮への抗議と対応)

対象期間の最初から、米エネルギー省による地下核実験再開の準備期間短縮の動きが、具体化していた。準備期間というのは、大統領が実験の再開を命じてから、実際に実験を行うことができるまでに要する期間である。03年2月3日に米エネルギー省が議会に提出した予算要求の中に、準備期間を現在の2～3年から1.5年(18か月)に短縮するための予算要求が含まれていたのである。日本政府は、重大な関心を持って、米国のこの動きを中止させるべく行動を起こすとともに、このような発想が生じる背景にある米国の核政策そのものを問題にすることが求められた。

すでに前述したNPRの中に、核爆発実験再開の必要性について強いメッセージが込められていた。必要性は二つの側面から述べられている。

第一は、米国が現在保有している備蓄核兵器の信頼性と安全性を、地下核爆発実験なしに維持することが非常に困難になっているという点である。

第二は、現在の核兵器は冷戦時代に開発されたものであり、冷戦後の要求には不十分で

ある。新弾頭を含む新しい能力(後述する9e項参照)の開発が必要であり、それには実験再開が必要になる、というものである。

その後、「2003会計年度米国防認可法」(02.11.13)3142節によって、状況はさらに一歩先へ進んだ。この法律によって、エネルギー省は実験再開準備期間を6か月、12か月、18か月、24か月に短縮するための計画書の作成を命じたのである。

このような経過を経て、結局エネルギー省は、18か月が最適の選択とする予算案を提出した。

日本政府があくまでCTBTの早期発効を目指す意思があるのなら、米国のこのような動きに対して抗議し明確な反対を表明しなくてはならない。米国が、たとえ現時点でモラトリアム継続の約束をしたとしても、期間短縮に動く論理と行為は、世界的なモラトリアム体制を崩す可能性が充分にある。

したがって、日本政府は危機感をもって、厳しく米国に対処するとともに、日本はもちろん、世界の世論に訴えてこの動きを撤回させるよう努めるべきである。

課題2 (未臨界核実験反対)

NPRはまた、核爆発実験再開の準備と未

臨界核実験が密接に関係していることを明らかにした。これに関して、NPRには次の3点が書かれている。「」内は、NPRからの引用である。(ピースデポ『米国・核態勢見直し』)

1. 「核実験準備態勢は、...核実験計画用人員が(未臨界実験に)参加することによって、主として維持されている。」
2. 「地下核実験を実施するのに必要な技術や過程が、...すべて未臨界核実験において用いられている訳ではない。」
3. 「今後3年間にわたって実験準備態勢を向上するための提案」として、「追加的な未臨界実験など追加的な実地実験や適切な忠実度をもった核実験関連の演習を実施する...。」

このように、両者の関係が明確になった今、CTBTを推進し、核爆発実験のモラトリアムの継続を訴える日本は、未臨界核実験を容認する従来の態度を改め、はっきりと反対しなければならない。

### 課題3 (国際社会への要求)

現在、核実験再開に関して、もっとも危険視されるべき国は米国であるが、その他の核兵器国やインド、パキスタンなどの核実験のモラトリアム継続に関しても、国際社会の圧力を維持しなければならない。その意味で、03NPT準備委員会、CTBT発効促進会議、国連総会などの多国間協議の場において、日本政府はモラトリアム継続を訴え続けるべきである。

#### [ 評価 ]

日米二国間協議の場である「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」が対象期間とその前後に3回開催されたことは前述の通りである。その他にも、ブッシュ・小泉首脳会談を含む日米ハイレベル会談の機会は数多くあった。しかし、課題1に関して、いずれの場においても、モラトリアム体制を危機に陥れる米国の行動についての日本の対応は、ゼロか極めて弱いものに留まっている。「日米軍備管理・軍縮・不拡散・検証委員会」において、日本は確かにCTBT批准の要請とモラトリアムの維持をセットで米国に要求している。しかし、核実験準備期間の短縮問題を具体的に議題として、その撤回を要求した形跡はない。ましてや、国際世論の喚起や日本国民への説明の試みもなかった。

米国は、モラトリアムの維持に変更がない

ことを日米二国間協議の場でも、NPT準備委員会などの多国間協議の場でも、以前よりも意識的に強調するようになった。その意味では、米国が日本の懸念表明を含め国際世論を気にしていることを窺うことができる。たとえば、03NPT準備委員会の「情報文書」において、米国は「現在の核実験のモラトリアムを支持し続ける」(03.5.1)と明確にした。

しかし、このような回答で安心できないことは明らかである。ではなぜ今、核実験準備期間の短縮を進める必要があるのか、という疑問に答えていないからである。

実際、米議会は「04会計年国防認可法」(公法108-136、03.11.24)において「エネルギー省は、合衆国が18か月以内に地下核実験を再開しうる準備態勢を2006年10月1日までに開始、達成し、以後維持しなければならない」(第3113節)と立法化した。

このような情勢における日本政府の米国に対する要求は、極めて生ぬるいと言わざるをえない。

また、課題2の未臨界核実験に関しては、NPRによって未臨界実験の位置づけが明確になってからも、日本政府の容認姿勢に変化は見られない。

本成績表の対象期間において、米国は第20回目(ブッシュ政権になってから7回目)の未臨界実験「ピアノ」(03.9.19)を行った。日本政府は、従来通りこれに抗議しなかった。さらに重要なことには、エネルギー省は新しい配置による未臨界実験「ユニコーン」を04年から開始することを発表した(03.8.22)。それによれば、従来の未臨界実験はすべて横穴配置で行われていたにもかかわらず、「ユニコーン」では、地下核実験と同じ縦穴配置で行われる。しかも、エネルギー省は「ユニコーン」は従来の横穴配置ではテストできない「重要なネバダ核実験場の能力」をテストする、と説明した(全文は、ピースデポ発行の「核兵器・核実験モニター」196号参照)。これは、実験準備期間の短縮と関係すると思われる動きである。日本政府のこれへの対応も見られない。

日本政府の中には未臨界核実験に反対すれば、米国にかえって核実験の再開をさせてしまうという議論がある。確かにクリントン政権の時代に、米議会の中にあるCTBT反対論者を説得する方法として、核爆発実験を中止しても、未臨界実験を含む備蓄兵器管理計画(SSMP)によって既存の核兵器の維持は可能であるという議論が強調された。その結果、CTBT批准を急がせるために、未臨

界核実験などSSMPには反対しないという一部軍備管理論者の意見があった。

しかし、今や地下核実験の準備のために未臨界実験が活用されているのである。日本政府は、米国内の政治力学への配慮よりも、核兵器廃絶という日本自身の目標を中心に据えて発言し、未臨界実験反対の立場を明確にすべきであろう。

日本国民としては、もっとも重要な問題は、日本自身が米国の核抑止力に依存するという政策があるためにそれができないのではないかという点である。米国が「核爆発実験を再開しなければ、日本が求めている核の傘は実行できない」と言ったとき、日本は核爆発実験再開を黙認するのか、核の傘への依存を止めるのか。未臨界核実験について態度を鮮明

にすることが、この問題への回答の第一歩であろう。対象期間において、日本政府のこの点に関する問題意識は極めて弱かった。

NPT再検討準備委員会や国連総会における「核実験モラトリアム継続」の要求(課題3)に関しては、日本政府は従来通りの政策を継続している。第3回CTBT発効促進会議における川口順子外相も「モラトリアム宣言は条約の代用にならない」と警告しつつ、モラトリアムの堅持を強く訴えた。

総合して、モラトリアム堅持の訴えは続けているが、核実験準備期間を短縮しようとする極めて危険な米国の動向に対して何ら新しい対応が見られず、この項目についての評価はDとする。

# 3

## CDでFMCTの5年以内の妥結をめざす作業プログラム

3. ジュネーブ軍縮会議（CD）において、1995年の専門コーディネーターの声明とそこに含まれる任務に従って、核兵器用およびその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する、差別的でなく、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な、条約のための交渉を、核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して、行うことの必要性。CDは、5年以内に妥結する見通しをもって、このような条約の交渉を即時に開始することを含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

課題1 CDの正常化に日本が役割を果たすためには、対立の原因となっている諸問題について公正な外交的立場に立つことが重要である。日本はCDがFMCTについての作業プログラムに合意できるよう、CD正常化への努力を強めること。

課題2 日本政府は、「1年以内の交渉開始、5年以内の早期妥結」を内容とする国連総会決議の提案を続けること。また、CDなど多国間会議でFMCTの内容について合意の水準を高める努力をすること。

課題3 FMCT発効までの間に、進めておくことのできる技術的問題を特定するための専門家会議の召集をCDの枠外でも検討すること。

評価：B

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1（CD正常化への貢献）

13項目合意の第3項目である兵器用核分裂物質生産禁止条約（FMCT）の問題における前進は、ひとえに交渉を託されるべきジュネーブ軍縮会議（CD）の働きにかかっている。したがって、兵器用核分裂物質生産禁止条約（FMCT）をCTBTに次ぐ重点項目に位置づけてその推進を図ってきた日本政府にとっては、空転を続けるCDの正常化に向けて、いかに貢献するかが重要課題となる。

行き詰まりの原因は、核軍縮、FMCT、大気圏外での軍備競争の防止（PAROS）、法的拘束力のある核攻撃をしない安全の保証（消極的安全保証）という4つの重要問題について、特別委員会、あるいは作業グループなどを設置するにあたって、特別委員会の目的・任務をめぐる意見の相違が解決できないことにある。より具体的には、もっとも際立

った対立は、PAROSを巡る米国と中国の対立であった。米国のミサイル防衛（MD）計画がその背景にある。米国のMD計画が、中国の核報復能力を弱めるという懸念を作り出し、国際関係を不安定にしていることの一つの現れと言ってよいであろう。

中国との関係を別にしても、MDがCDにおけるPAROSの重大性と緊急性を押し上げたことは、否定のできない事実である。米ブッシュ政権によって、対弾道ミサイル制限条約（ABM条約）が失効（02.6.13）させられたため、宇宙への兵器配備に関して、1967年の宇宙条約以外に制約がなくなってしまった。宇宙条約は、大量破壊兵器（WMD）の宇宙配備と天体への軍事基地建設を禁止しているだけである。そんな中でブッシュ大統領は、04-05年のミサイル防衛初期配備を発表し（02.12.17）、その際に次の改良計画として「宇宙配備の運動エネルギー迎撃ミサイル」の名を掲げた（国防省説明）。つまり、

人類初の宇宙兵器配備が、数年先に起ころうとしているのである。したがって、宇宙兵器配備を禁止するPAROSの特別委員会に、条約交渉任務を与えるべきという中国の主張は、それ自身極めて緊急性を増していることは否めないのである。

対象期間の以前から、行き詰まりを打開する有力な調停案として5大使調停案が出されていた(02.8.29)。大使(Ambassador)の頭文字をとってA5調停案とも呼ばれる。5大使とは、デンプリ(アルジェリア)、リント(ベルギー)、レイエス(コロンビア)、サラダー(スウェーデン)、ペガ(チリ)という5人のCD議長経験者のことである。日本政府はこの調停案を支持しているが、CD参加国の一致した支持がなければ、全会一致制のCDは動けない。

このような状況下でCDの正常化のために日本は、被爆国としての自立的な外交的立場をいかに発揮するかが問われている。

#### 課題2(交渉の目標期限)

日本政府は、FMCT交渉の期限について、02年国連総会では、以前と同様に具体的な目標を掲げた決議案を提案し、圧倒的多数の支持を得た。その内容は、「(FMCTを)交渉するための特別委員会を、2003年会期内のできるだけ早期にCDに設置し、5年以内に交渉を妥結すること」(57/78)というものである。日本政府はこの立場を堅持すべきである。

以下に述べる課題3の作業が前進して条約の内容についての議論が深まれば、特別委員会における条約交渉が始まってから「5年内」の妥結という目標を短縮できる可能性も出てくる。

#### 課題3(CDの枠外作業)

FMCTの交渉がCDにおいて開始されるまで、交渉の促進に役立つような技術的準備を、CDの枠外で進行させることが必要になる。日本政府は01年にオーストラリア政府と共催で、政府関係者、専門家を集めたFMCTワークショップをジュネーブで開催した実績がある。そこでは、条約の基本義務、検証、条約機構などで意見交換が行われた。日本政府は、このような努力を継続すべきである。

その際、被爆国の政府として、「核軍縮および核不拡散という両方の目的を考慮して」という本項目のNPT合意の趣旨を積極的に活かすべきである。現在有り余る兵器用核物

質を持っている米国やロシアに対しては、兵器用核分裂物質の「将来の生産禁止」だけでは、核軍縮に向かう義務が強化されない。「過去に生産された兵器用核物質」への対処について、日本は積極的に議論を起こすべきである。「1995年の専門コーディネーターの声明(注:いわゆる『シャノン報告』で、ピースデポの年鑑『核軍縮と非核自治体・2002』に全訳されている)とそこに含まれる任務に従って」というNPT合意の範囲の条約に、貯蔵核物質の規制を盛り込むことは困難であるかも知れないが、シャノン報告もFMCT交渉の過程で「過去の生産についての考慮」を「特別委員会で提起することを妨げるものではない」と述べている。

将来にも過去にも関係する作業として、軍事情、商業用を問わず各国が保有するすべての核分裂物質の目録を作成することは、FMCT交渉の基礎として役立つと思われる。枠外作業の一つとして、このような専門家作業の促進に、日本政府は取り組むべきである。

#### [ 評価 ]

課題1に関しては、5大使調停案をめぐるCDの正常化に日本がどのように貢献したかが評価の対象となる。

5大使調停案は、この成績表の対象期間の直前に、公式のCD文書となった(03.1.23、CD/1693)。そこでは、4つの重要課題(核軍縮、FMCT、PAROS、消極的安全保証)について、それぞれ特別委員会を設置するが、FMCTについてのみシャノン報告に従った条約の交渉任務を持たせ、他の特別委員会についてはそれぞれ限定的な任務を持たせる、という内容であった。最大の争点であったPAROSに関しては、次のように書いていた。

「(PAROS特別委員会は)制限や先入観を排していかなる話題や提案についても、それを特定し検討する。それには、信頼醸成や透明性のための措置、一般原則、条約上の誓約、大気圏外における軍備競争を防止することのできる体制の詳細な検討、などが含まれる。」

このように、「5議長調停案」は米国にも中国にも配慮した内容であった。しかし、他のほとんどの国が受け入れる準備があったにもかかわらず、中国と米国の間の歩み寄りを決定づけることはできなかった。そこで5大使は、中国の要求する国際条約の可能性につ



いても言及した修正を行い(03.6.26)、合意を求めた。修正された後の文言は、次のようになった。

「(PAROS特別委員会は)制限を排して、いかなる話題や提案についてもそれを特定し検討する。それには、信頼醸成や透明性のための措置、一般原則、条約上の制約、関連する国際的な条約について交渉する可能性を含む、大気圏外における軍備競争を防止する能力を持った体制の詳細な検討、などが含まれる。」

修正案によって事態が少し動いた。ロシアがこれを支持し(03.7.31)、中国も中国の要求するものには及ばないとしながらも、「CDにおける実質的な作業を再開させるために関連諸国の懸念を勘案し、中国は、もう一度柔軟性を示したい」と述べて、修正A5案への支持を表明したのである(03.8.7)。

日本は、猪口邦子軍縮大使が、対象期間の最初のCD演説で、中国と米国に名指しで5大使調停案への譲歩を促した(03.2.20)ように、この調停案によるCDの正常化を積極的に支持しその実現を望んだ。しかし、中国が譲歩した後では、米国の建設的な態度表明が求められた。その段階で、米国の同盟国であり被爆国である日本の役割が具体的に重要になったと言えるであろう。得られた情報の中でその後の経過を見ると、ここで日本が大きな役割を果たすことはなかったように思われる。

中国が、譲歩した直後の猪口大使のCD演説は、FMCTに集中したものであったが、冒頭で正常化問題に触れた(03.8.14)。そこで「中国代表が示した新しい柔軟性に私は勇気づけられた」と中国の動きを歓迎した。しかし、それを受けて米国に前向きな高配を促すのではなく、事態の打開に向けて、「とりわけ中国と米国が、この問題に関して実りある協議を重ねていくことを期待する」と再び米中両方に協議を呼びかけた。これは公正な役割という印象を与えなかったであろう。

ある意味ではチャンスであったが、日本にCD議長の間が巡ってきて、8月21日に猪口大使が議長に就任した。9月4日には川口順子外務大臣が、日本の外相では12年ぶりにCDで演説を行った。しかし、外相の演説は状況の打開に向かって、「軍縮会議の停

滞の早期打開に向けた建設的な動きを支持します」(03.9.4)と述べるに留まり、事態の打開に新味のある要素をもたらすことはできなかった。

結局、CDの作業プログラム設定に関する行き詰まりは、対象期間に打開されることはなかった。日本は米国に対する適切な影響力を行使できなかったというべきであろう。

この背後には、米国のミサイル防衛システム(MD)の導入に踏みきる(03.12.19、閣議決定)など、ミサイル防衛に関する日米共同体制が進行しているために、日本がPAROSに関する消極姿勢を示さざるを得ないという、重要な安保政策上の問題が横たわっていると考えられる。

課題2に関して、日本政府は、03年の国連総会においても、前年と同趣旨の「1年以内の交渉開始と5年以内期限」を掲げたFMCT交渉を求める決議を提案し、圧倒的多数の支持を得た。その文言は、「(FMCTを)交渉するための特別委員会を、2004年会期内のできるだけ早期にCDに設置し、5年以内に交渉を妥結すること」(03.12.8、58/59)というものである。CDが停滞する中で、国連総会においてFMCTの期限設定に積極的な姿勢を示し続けるたことは、有意義なことであるし、とりわけ、前進したという成果を2005年再検討会議において示すためには、2004年期限は実質的な内容としても適切なことであった。

また、CDにおいて、日本政府はFMCTの中味について具体的な提案を行う作業文書(03.8.14、後にCD/1714、03.8.19)を提出するなど、積極的な取り組みをしたことを特記しておきたい。

課題3のCDの枠外でのFMCT関連の専門家会議に関しては、03年3月28日に、日本、オーストラリア、国連軍縮研究所(UNIDIR)が「多国間における軍備管理条約の検証促進」というテーマでワークショップをジュネーブで開催した。核分裂物質の目録作成について、日本政府の具体的な取り組みはない。

総合して、FMCTへの積極性が認められる。また、中国が譲歩した後の日本の対米働きかけが不十分と考えられるが、CD正常化への熱意が認められる。評価をBとする。

## 4

## C Dに核軍縮を扱う下部機関を設置する作業プログラム

4. C Dにおいて核軍縮を扱う任務をもった適切な下部機関が設置されることの必要性。C Dは、このような機関の即時設置を含んだ作業プログラムに合意することが求められる。

課題1 C Dが核軍縮を扱う下部機関の設置を含む作業プログラムに合意するためには、C Dの行き詰まり打開が急務である。被爆国の立場に立った自立的な外交姿勢を保ち、C D打開に貢献すること。

課題2 イラク、イラン、北朝鮮などの核開発問題、さらにはテロリストの核使用が国際的関心を呼んでいるとき、不拡散だけではなく核軍縮促進の緊急性を同時に訴えること。

課題3 設置される下部機関がより核廃絶に実効ある任務を付与されるよう、また設置された下部機関が実効ある活動をするよう被爆国の主張を明確にすること。

課題4 核軍縮の緊急性について国際世論を喚起する一法として、日本政府は国際的な場で被爆の実相を伝える努力をすべきである。

評価：D

[ 課題の設定 ]

課題1 (C Dの行き詰まり打開)

前項で説明したC Dの行き詰まり打開のための5大使調停案(CD/1693)においては、核軍縮特別委員会の任務は「(核軍縮の)目的の達成のために前進的かつ系統的な努力に向けた実際的措置に関して、情報と意見の交換を行わなければならない」、またその際に、特別委員会は「多国間の性格をもった将来の作業の可能性に向けた諸アプローチを検討しなければならない」という内容である。核兵器廃絶への実効的プロセスを話しあうと願う私たちにとっては、極めて弱い内容であると言ってよいであろう。

とはいえ、これを設置するという作業プログラムに全会一致で合意しなければ、C Dでは何ごともしまらない。ここにおいても、日本は核兵器の非人道性を体験し、核兵器廃絶の早期実現を願う被爆国の立場から自立的な外交姿勢を保ちつつ、C Dの行き詰まり打開のために積極的に行動すべきである。

課題2 (核軍縮の緊急性の訴え)

今回の評価対象期間において、大量破壊兵器の拡散を口実としたイラク戦争が、国連決議と査察の継続を臨む安保理の意向を無視して、米英によって開始された(03.3.20)。その他にも、イランのウラン濃縮問題、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の核開発問題、今年に入ってパキスタンの核技術の流出や「闇市場」問題など、核兵器拡散が重大な国際問題となった。

拡散の実態がこのように拡大していることは、もちろん深刻な問題であり、それへの新しい対処が求められるが、米国主導で核兵器拡散にのみ国際社会の関心を向けようとする動きに警戒しなければならない。03NPT準備委員会における米代表ジョン・S・ウルフ国務次官補の演説は、そのような立場の典型であった。彼は「NPT条約は危険なほどにバランスを欠いている」と述べ、核兵器の数は減り続けているのに「核拡散の道はらせん状に上昇している」(03.4.28)と主張し、不拡散政策の強化を強調した。ブッシュ大統領の拡散防止構想(P S I)の提案(03.5.31)

対象期間の最後の時期に発表した7項目提案(04.2.11)などはその具体的な現れである。

しかし、ウルフ演説の認識は誤りであろう。NPTは長期にわたって大部分の核兵器の拡散を防止するのに成功してきた。にもかかわらず、その期間に核兵器の非合法化、廃絶への明確なノルムを作るのに失敗したために、今核拡散の深刻な事態を招いているのである。その意味では、新型核兵器を開発したり、核実験再開の準備期間の短縮をしている米政策のような例が、同時に厳しく非難されなければならないのである。

この状況の中で、日本は、拡散の危機の背後にある核軍縮への逆行、遅れを指摘、強調する役割を果たさなければならない。

#### 課題3(下部機関の任務と実質の強化)

課題1で説明したように、CDに設置されようとしている核軍縮を扱う特別委員会の任務は、極めて緩やかに設定されている。これが単なる「情報と意見の交換」の場に終わらず、「核兵器禁止条約」のような国際条約の協議や交渉の場に少しでも近づくためには、積極的な国のリーダーシップが必要である。ニュージーランドなどの積極的な国は、特別委員会が協議や交渉の権限を持つよう主張していた。

日本政府は、CDの正常化の最終的な合意において、特別委員会が核兵器廃絶に実効ある任務を果たすことができるように設定されるよう、また、設置された暁には、それが少しでも実効ある活動を行うよう、被爆国としてできるだけ努力を払うべきである。

#### 課題4(被爆の実相を伝えることによる国際世論の喚起)

CDの行き詰まりを乗り越え、核軍縮の特別委員会が設置されるために、さらにその特別委員会が強い任務を授けられるためには、核軍縮の緊急性を訴える国際世論の高まりが重要な要素である。

上述したような核兵器の拡散問題、テロリストによる核兵器使用の可能性などが要因となって、核兵器やその運搬手段に対する国際世論の関心と懸念が高まっている。被爆国日本の政府は、核兵器の非人道性に根拠を据えて、核兵器廃絶こそ急務であることを訴えるべきである。そのために、日本政府は、国際的な場で被爆の実相を伝えるために、さまざまなとり組みを行うべきである。

#### [ 評価 ]

課題1に関しては、すでに前項で説明した。日本政府は、正常化への熱意を持っているが、日本が米国のMDを導入するという政策の下で、正常化への自立的な役割を果たし得ているとは言えない。

課題2に関しては、日本の活動は両面をもっていた。一方では、日本政府は多国間会議の場で核不拡散と核軍縮は相補的な一つのことでありと繰り返している。それは、正しい態度である。前述した川口外相のCD演説も、「NPT体制の下で、これまでにほぼ全ての国により、核兵器保有という選択肢を放棄する約束がなされたという事実を核兵器国は重く受けとめるべきです。・・非核兵器国にかかる決断に対し、核兵器国が目に見える核軍縮の成果を示すことが求められています」と述べた(03.9.4)。ところが、このような言葉の一方では、日本は米国の新型核兵器への動きや核実験再開準備期間短縮に関して、明確な批判の言葉を発しない。逆に、「拡散防止のため」に武力で体制打倒を目指すイラク戦争にいち早く賛成し、PSIを歓迎し、誰の目にも「核軍縮よりも不拡散」を主張する米国の強力な追随者なのである。つまり、核軍縮について、米国に対しては二重規準をもって接している。したがって、日本は課題2を実行しているとは言えないであろう。

03年の道程決議は、「核軍縮を扱うことを任務とする適切な下部機関を、2004年会期内のできるだけ早期にCDに設置すること」(58/59)と要求し、従来の方針を堅持した。しかし、課題3であるこの下部機関が行うべき任務については、日本はほとんど意見を述べていない。これは、日本政府の「ステップ・バイ・ステップ主義」の消極姿勢と関係していると思われる。つまり、FMCTが条約交渉の段階に入る次の課題であるとして、包括的な核軍縮ビジョンを示さないのである。

課題4へのとり組みに関しては、被爆国として日本政府は、核兵器廃絶へ向けての国際的イニシアティブの一環として、独自の計画を立て、国際的に原爆被害の実相を知らせるための努力をすべきである。にもかかわらず、2003年の間に政府自ら積極的に取り組んだとはいえない。

一方で、NGOが行なう計画を支援をする方針は、従来と変わっていない。2003年度に関しては、広島市・長崎市共催で開催された、イギリスのコベントリー、アメリカのアトラ

ンタでの「原爆展」にあたり、現地大使館が案内や、広報に協力したり、開会式に大使あるいは領事が参加するなどの協力をした。

また、諸般の事情で実現できなかったが、2004年春、NPT2005年再検討会議準備委員会の期間中に、日本被団協と広島市・長崎市が共催して、国連見学者ロビーで「原爆展

原爆は人間に何をし、人間は核兵器に何をすべきか」を開催する計画に対して、積極的に支援することを明らかにしていた。

総合して、第4項に関する努力は不十分であり、評価はDとする。

## 5

## 不可逆性の原則

5. 核軍縮、核およびその他の軍備管理と削減措置に適用されるべき、不可逆性の原則。

課題1 米口のもスクワ条約が不可逆性の原則に則るように、日本政府は米口両国に要求すること。

課題2 日本は、「核実験再開準備期間の短縮」「小型核兵器の研究禁止の撤廃」など米国で進む明らかな不可逆性の原則無視に対して、厳重に抗議するとともに、原則順守を強く要請すること。

課題3 日本自身が米国の消極的安全保証の国際公約を無視するよ  
うな要請をブッシュ政権に対して行っているとの報道がある。  
日本政府はその真偽を明らかにし、国際公約順守の重要性を再  
確認すること。

課題4 米国のミサイル防衛(MD)は、不可逆的な核軍縮やその他  
の軍備管理の流れを逆流させる原因の一つとなっている。日本  
政府は、米国のMD計画の中止を求めるとともに、日本自身の  
MD導入計画を撤回し、日米共同技術研究を中止すべきである。

課題5 戦術核の艦船・航空機への再搭載を防止する措置として、ま  
た、後退することのない国是であることを明確にするために、  
日本は非核三原則の法制化を行うこと。

評価：E

[ 課題の設定 ]

課題1 (モスクワ条約への要求)

米口間の「戦略攻撃力削減条約」(モスクワ条約、あるいはSORT)は02年5月24日に署名された。ABM条約が破棄されSTART(戦略兵器削減交渉)過程が事実上終了して、それに代わる条約として結ばれたものである。しかし、この条約による戦略兵器の削減は、削減兵器を将来復活する「迅速対応戦力(responsive forces)」(後述)という概念を伴って行われることが、米国のNPRによって明らかになっていた。これは不可逆性の原則に反する考え方である。

また、モスクワ条約は、STARTで米口間が合意していた多弾頭ICBM(大陸間弾道ミサイル)の廃棄を反古にして、ロシアがそれを維持できるように後退した。

したがって、日本政府は、条約が批准書を交換するまでの間に条約の改訂を米口に求め

るとともに、発効した後も追加議定書などによって、核軍縮の不可逆性を保証するよう働きかけるべきである。

課題2 (米国政策への抗議)

第2項の核実験モラトリアムの項で説明した通り、米国の不可逆性を無視した法案が、対象期間の直前に議会に提出されていた。具体的には、「核実験再開準備期間の短縮」「小型核兵器の研究禁止の撤廃」「強力地中貫通型核兵器の研究・開発」である。地中貫通型核兵器は、「新型核兵器を開発しない」という米国の政策を覆し、核兵器に新しい能力(後述の9e項参照)を与えるものであり、その意味で不可逆性の原則違反である。

日本政府は、これらに対して厳重に抗議すべきである。

課題3 (消極的安全保証の公約順守に関する日本の政策の明確化)

国連安保理決議（1995.4.11）において、すべての核兵器国は、NPT加盟の非核兵器国に対して核兵器による威嚇や攻撃を行わないと誓約した（消極的安全保証の誓約）。にもかかわらず、米国はNPRや「大量破壊兵器と闘う国家戦略」（02.12）において核兵器以外のWMDや大量通常兵器への対抗兵器として核兵器を位置づけ、消極的安全保証の誓約に逆行する考えを打ち出した。

そんな中で日本政府が北朝鮮の核兵器問題に関連して、核兵器のみならず化学兵器に関しても米国の核抑止力が有効であるという考え方を非公式な場で繰り返してきた。対象期間においても6者協議に関連して、北朝鮮が核兵器計画を放棄し、米国が北朝鮮に「安全の保証」を与えた後にも、米国は日本への核抑止力を維持するよう日本政府が米国に要請していたと伝えられる（03.10.30、「共同通信」）。

日本政府はこの真偽を明らかにするとともに、消極的安全保証の誓約順守の重要性を再確認すべきである。

#### 課題4（ミサイル防衛の中止）

米国のミサイル防衛（MD）計画がCD行き詰まりの重要な要因となっていることは、すでに第3項、第4項で指摘した。また、新しい軍備競争を誘発することによって、核兵器に新たな軍事的価値を付与する作用を持つであろう。米国のNPRの基礎となった「4年期国防見直し（QDR）」（01.9.30）は、MDを一要素とする国防能力の「新しい三本柱」を定義し、MDと核兵器を併用した考え方を打ち出しているが、このような考え方は、他国の核戦略にすでに影響を及ぼし始めている。MDのもっとも直接的な影響としては、ABM条約によって禁止されていた弾道ミサイル迎撃兵器の海上、空中、宇宙への配備が解禁され、それを現実化したことであろう。

そんな中で、日本が日米弾道ミサイル防衛（MD）共同技術研究に乗りだしたことは、不可逆性を破る行為への加担を意味する。これによって東アジアの緊張を高め、軍備競争の引き金を引いている。さらに、ブッシュ政権のMD計画では日米共同技術研究の対象となっているシステムは、「海洋配備型中間飛行段階迎撃システム」と呼ばれるものであり、米国のMD計画全体の中で重要な位置を占めている。日米共同技術研究は、日米が一体となって東アジアのみならず世界の軍縮に逆行する役割を演じることを意味する。

日本自身の政策という観点から見ても、この技術研究は「宇宙の開発・利用の基本に関

する国会決議」（69.5.9）に違反しており、この項目の命じる「軍備管理に適用されるべき不可逆性の原則」に違反する。

日本政府は米国のMD計画に反対するとともに、日米共同技術研究を中止すべきである。

#### 課題5（戦術核再搭載の防止）

1991年、2年にブッシュ、ゴルバチョフ、エリツィン大統領が、「相互に調整された一方的措置」として、戦術核の廃棄と撤去を行った措置の不可逆性が、核軍縮を後退させないために重要である。日本に関しては、この措置を通じて、少なくとも平時において、艦船・航空機による核兵器の持ち込み疑惑から解放されるという直接の利点が生み出されている。この措置の不可逆性を現場から担保する方法として、日本は非核三原則の法制化を行うことが適切である。福田康夫内閣官房長官が、非核三原則が変わりうるものだと言記者会見で述べた（02.5.31）後に国会で撤回した（02.6.10）が、そのような経緯を繰り返さないためにも、法制化が望ましい。

#### [ 評価 ]

不可逆性の原則は、NPT2000年合意の中でも極めて重要な合意であるが、日本政府はこの実現にほとんど意欲を示してこなかった。この項目に真っ向から違反する形で米国がABM条約を破棄して以来、日本政府は不可逆性の問題を口にしなくなっているように見える。

課題1に関しては、日本政府はモスクワ条約が署名されて以来、一貫してそれを高く評価してきた。たとえば署名の日に発表された外務報道官談話は、「国際的な軍備管理・軍縮・不拡散の動きを促進する」（02.5.24）と条約への評価と期待を表明した。また、国連総会第一委員会における猪口邦子大使の演説は「米口間の戦略的攻撃力削減条約の署名を高く評価する。そして、この条約が核軍縮努力に向けた重要な一歩として役立つべきものと期待する」（02.10.1）と述べた。対象期間にモスクワ条約が発効した（03.6.1）が、03年の国連総会における日本の「道程決議」は「さらなる核軍縮への一歩となるべき・・・前進」と肯定的に述べるに留まった（03.12.8、58/59）。この態度は、同じ国連総会に出された新アジェンダ決議が、モスクワ条約に触れて、「この条約を検証可能、かつ不可逆的なものに」（03.12.8、58/51）するよう要求したのと対照的である。新アジェンダ連合のよう

な認識は、決して少数派のものではない。対象期間の最後の時期に、モハメド・エルバラダイ I A E A 事務局長自身が、「米口間の最近の諸合意は、賞賛すべきものであるが、検証可能で不可逆なものでなければならない」（04.2.12、「ニューヨーク・タイムズ」）と書いている。日本の消極姿勢は極めて残念である。

課題2に挙げられた米国の逆行的な核兵器政策は、すべて「04会計年国防認可法」で立法化された。「核実験再開準備期間の短縮」（第3113節）、「小型核兵器の研究禁止の撤廃」（第3116節）、「強力地中貫通型核兵器の研究・開発」（第3117節）である。このように進行する事態に対して、日本政府の対応は極めて弱かった。「小型核兵器」問題に関しては、国会でも民主党によってしばしば追及された。しかし、小泉総理大臣は極めて無関心であり、したがって状況への理解も乏しいことが暴露された。最初は、「（米議会で）いろいろ議論があるのは、私は結構だと思っております」（03.12.15、衆議院イラク特別委員会）と答える有様であった。結局、「国際世論において核軍縮、不拡散体制に悪影響を及ぼす可能性等について懸念があることも念頭において対応してほしい旨（米国に）要請している」（04.1.21、衆議院本会議）との官僚答弁を繰り返しただけである。米国に対して、中止してほしいとさえ言わないのである。しかも、「国際世論」を言って「日本の世論」を言わない。被爆国日本の核兵器廃絶政策の現状は、米国に対して当たり障りのない対応しか取れない極めて情けないものである。この点は政治の責任であることを、議会は強く反省すべきである。

課題3の北朝鮮に対する安全の保証に関する日本政府の対応について、日本政府からの釈明は行われていない。しかし、結果として、事態は日本政府の希望通り進行したことが、報道されている。「共同通信」によると、0

3年9月29、30日の日米韓3か国の局長級非公式協議で、北朝鮮に「安全の保証」を与えた後にも、日本への核抑止力を維持すると米国は確約した（03.10.30）。また、「朝日新聞」によると、米国は北朝鮮に対する「安全の保証」に関する文書において、「核の不使用」を盛り込まない方針を固めた。その背景には、「消極的安全保証が盛り込まれるならば、米国が日米安保条約に基づく日本防衛を行ううえで障害になる」と日本が米国に懸念を伝えていたことがある（03.11.21）。

ミサイル防衛（課題4）に関しては、日本は中止に向かうどころか、米国からシステムを購入し、日本の防衛体制に導入することを、対象期間に閣議決定した（03.12.19）。98年に日米共同技術研究を開始するとき「開発段階への移行、配備段階への移行については別途判断する」（98.12.25、内閣官房長官談話）と言っていたのはほとんど意味をなさず、いきなり米国の初期配備システムを購入するというのである。それは、米国内でも立証されない技術として批判の大きいものである。

日本が導入を決定したのはパトリオット（PAC3）とイージス艦システム型（迎撃ミサイルはSM3）である。不可逆性との関連では、とりわけ後者が問題である。イージス艦のSM3の場合、中短距離のミサイルを迎撃する能力を持ち、かつ海上を移動可能である。もし米国が中台紛争に軍事介入し、必然的に日本がそれに協力するような場合を想定すると、SM3のMDは中国の中距離の核抑止力を削ぐと中国が判断してもおかしくない。そうすると、核ミサイル能力の強化（数の増加、多弾頭化、その他の対抗手段）、つまり、核軍拡への逆行を中国に選択させる可能性があるのである。

課題5の非核三原則の立法化について、政府の否定的な態度に変化は見られない。

総合して、日本は不可逆性の問題を軽視しており、厳しくEと評価する。

## 6

## 保有核兵器の完全廃棄の明確な約束

6. すべての締約国が第6条の下で誓約している核軍縮につながるよう、核兵器国は保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束をおこなうこと。

課題1 米国では核兵器の半永久的存続を前提としたNPRにそつて、核兵器に関する諸計画を生みだしている。日本政府はこれらを厳しく批判し、その撤回を求める国際世論を作る努力をすること。

課題2 日本提案の「核兵器完全廃棄への道程」国連総会決議案に、「核兵器完全廃棄の明確な約束を実行するためのプランを、すべての核兵器保有国に求める」内容を入れること。

課題3 日本自身が、核兵器依存を完全廃止する実行プランを作成すること。

評価：E

[ 課題の設定 ]

課題1 (米国の核兵器計画の批判)

米国は、「核兵器の完全廃棄の明確な約束」をした国にあるまじき内容を持ったNPRを行い、その報告にそつた核兵器政策を一步一步実行に移しているように見受けられる。

NPRは、まず「核兵器は、米国、同盟国、及び友好国の防衛能力において決定的な役割を演じる」と、核兵器の重要性を再確認した。その上で、2018年までに新型ICBM(大陸間弾道弾)の獲得、2029年までに新しい戦略原潜と新しい潜水艦発射弾道ミサイルの獲得、2040年までに新型戦略爆撃機の獲得、の必要性を説いている。つまり、21世紀半ばまで核兵器が決定的な役割を演じる、との考え方で兵器の更新を見据えているのである。

核兵器関係の米国予算は1995年以来の上昇を続けている。この成績表の対象期間の直前に出された核兵器関連の04会計年予算要求は、すでに前項までに論じた「核実験再開準備期間の短縮」、「小型核兵器の研究禁止の撤廃」、「強力地中貫通型核兵器の研究・開発」などを含めて、1995年に使つた額の2.2倍以上であった。物価上昇を考慮しても、84%の増加に当たる。冷戦時代の核兵器関連予算の平均は、03年のドル換算で

42億ドルであつたが、要求額は1.5倍以上の64億ドルにも達した。(この金額には国防省の管轄である核兵器の運搬手段や指揮・統制関係の予算は含まれていない。これらは300億ドル程度と考えられる。)

このような状況であるから、日本政府は、米国のNPRが前提としている核兵器の半永続的存続の考え方が「明確な約束」に合致していないことを厳しく批判し、その撤回を求めるような国際世論作りに努力すべきである。

課題2 (実行プラン作成の要求)

2000年秋の国連総会において、日本が「核兵器完全廃棄への道程」という新しいタイトルをつけた国連総会決議を提案し始めたこと自体は、まさに「明確な約束」の実行プランを要求する意味合いを持ち、その積極性を高く評価できた。日本政府は決議案のタイトルに恥じない中味を持って、核兵器国に「明確な約束」の履行を迫る具体的な工夫を重ねて行くことが求められる。

決議に盛り組むべき内容に不可欠なものの一つは、核兵器国が「明確な約束」を行った以上、次のステップとして「完全廃棄への実行プラン」を核兵器国に要求することであろう。実行プランはそれぞれの核兵器国によって異なつて構わないから、「道程決議」では「明確な約束の実行プランの作成と提出を求



める」という一般的内容でよい。これまでの「道程決議」はこのような内容が含まれていない。日本政府は、新しくこれを盛り込むべきである。

### 課題3（核兵器依存の完全廃止）

保有核兵器の完全廃棄は、核保有国のみならず、北大西洋条約機構（NATO）諸国や日本、オーストラリア、韓国など核兵器依存国にも関係がある。「核兵器の完全廃棄の明確な約束」が行われた以上、核兵器依存国も等しく、「核兵器依存の完全廃止の明確な約束」を行ったことになるからである。したがって、これらの国もその約束の「実行プラン」を作成することが求められる。日本こそ率先して行うべきである。

### [ 評価 ]

課題1に関して、米議会で進行した新しい核兵器計画の立法化の動きに対して、日本が厳しい対応をしてこなかったことは、すでに前項までに説明した通りである。

対象期間にはもう一つの警戒すべき動きがあった。それは、核弾頭の心臓であるピットと呼ばれるプルトニウムの一次爆発装置の新しい製造工場である「近代的ピット施設（M

PF）」の設計予算が認められたことである。これは冷戦時代に匹敵する年間450ピットの製造能力を持つ構想であり、新設計の核兵器生産の可能性を見据えたものになっている。

「明確な約束」と真っ向から対立する米国のこれらの動きに対して、日本政府は事実から目を背けており、課題に取り組む姿勢をまったく示していない。

課題2に関して、03年国連総会における日本の「道程決議」（03.12.8、58/59）は、前年と比較して変わり映えのしないものであった。NPT再検討会議の2000年合意に基づいて「道程決議」の提案が始まった訳であるが、「明確な約束」についての日本の扱いは不当に小さい。米国を中心に「明確な約束」をないがしろにする傾向が一層進んだ今回の対象期間においても、この姿勢は変わらなかった。課題として掲げた「実行プラン」の要求どころか、「明確な約束」を焦点化する姿勢への転換も見られない。

課題3について、日本政府は「明確な約束」が、日本自身に関係する課題だという認識をもっている兆候がなく、したがって取り組みもなかった。

「明確な約束」がないがしろにされる情勢の中で、日本政府の努力の無さは極めて残念であり、評価をEとする。

## ABM条約の維持強化とSTART過程の促進

7. 戦略的安定の基礎として、また、戦略的攻撃兵器のさらなる削減の基礎として、条約の規定に従いつつABM条約を維持し強化しながら、STARTを早期に発効させ完全に履行し、STARTを可能な限り早期に妥結すること。

課題1 日本政府は、ABM条約が廃棄され、START過程が崩壊した今、モスクワ条約とミサイル防衛で作られている現在の枠組みの欠点を明確に批判すべきである。その上で、米口間の協力的関係を前進させ、核兵器廃絶を前進させる新しい米口の枠組みが形成されるよう努力すべきである。

評価：E

### [ 課題の設定 ]

課題1 (核廃絶を推進する米口の新しい枠組みの形成努力)

米国の一方的行動によってABM条約が廃棄され、失効し(02.6.13)、ロシアがやむ無く従う形で、新しいモスクワ条約が締結され、対象期間に発効した(03.6.1)。この過程によってSTART過程は事実上崩壊した。したがって、2000年にNPT参加国が13項目の第7項として「ABM条約を維持し強化しながら、STARTを早期に発効させ完全に履行し、STARTを可能な限り早期に妥結する」と合意したにもかかわらず、その前提が崩壊した。米国が、13項目合意の重要な一項目を一方的行動によって真正面から踏みじった結果である。

もともと13項目は核軍縮に向かう最善の措置として出来上がったものではない。当時の政治状況の中で、全会一致で合意できるいわば妥協の産物としてできたものである。だからこそ多くの問題があっても、重い意味があった。13項目にそって日本の努力に成績をつけようというこの成績表の試みも、不十分な内容であっても政府の合意点があるからこそ、そこを足場にして、日本政府の課題を設定し、その努力を評価するという方法論をとることができた。その合意事項の前提そのものが破壊されたとき、成績表をつける仕事は、前提としていない領域の仕事が必要とする。

この項目に即してより具体的に言えば、モ

スクワ条約とミサイル防衛という米国のNPRに描かれた枠組みの現状を、NPT加盟国が、2005年再検討会議において、どう位置づけるだろうかという問いに成績表は直面する。この問いは、米英のイラク戦争がもたらせた国際環境の行方に絡む、極めて大きく複雑な国際問題に関係している。NPT加盟国の合意点を予測したり、意味のある勧告をすることは成績表という方法論を超えた問題である。

したがって、2003年の成績表においては、この項目は無効となったとして評価対象から除外した。そして日本政府が、ABM条約やSTART過程の維持に努力しなかったことを、02年の成績表のこの項目や、03年成績表の第5項目「不可逆性の原則」の評価に反映させたという経過を説明した。また、モスクワ条約の欠点、ミサイル防衛の危険性については、不可逆性やCDにおけるPAROSの問題などにおいて論じ、評価した。

しかし一方で、13項目の包括性という側面から考えると、この第7項目は、米口の二国間協定による核軍縮の筋道について言及している唯一の項目である。したがって、その趣旨において米口間の「新しい積極的な枠組み」を作り出してゆくことは、NPT加盟国が関心を持ち続けるべきことからである。05年再検討会議が近づくにしたがって、より具体的に「新しい積極的な枠組み」の内容が問われてゆくことになる。

このような観点から、日本政府においても核兵器廃絶にとって良好な米口関係の創出に

貢献することが課題となる。また、その前提として、モスクワ条約とミサイル防衛によって一方的に作られた現状の枠組みについて、明確な批判的見解が表明されなければならない。

[ 評価 ] \_\_\_\_\_

課題 1 の前半部分に関しては、すでに第 5 項「不可逆性の原則」において論じたように、モスクワ条約はその原則に違反して、削減した核弾頭の再搭載に道を開いている。また、検証制度を確立していない、削減速度が S T A R T で想定していたものよりも遅い（後述する 9a 項、課題 2 参照）、運搬手段の廃棄が義務づけられていない、など多くの欠点がある。また、ミサイル防衛に関しては、第 3 項、第 4 項の C D に関して述べたように、新たな軍拡を誘発し、軍備管理に多くの課題を生みだしている。特に、宇宙兵器の配備を禁止する条約の必要性、ミサイルの拡散を問題にするだけでなく、ミサイルの軍縮を議題にする必要性、などを提起している。

すでに述べたように、日本政府は、モスクワ条約を肯定的に評価するのみで、その問題点の指摘をしていない。またミサイル防衛に関しては日米共同技術研究を継続するのみならず、米国の初期配備システムを購入し、日本の防衛体制に導入することを閣議決定した（03.12.19）。これらはいずれも、核兵器廃絶にとってよりよい米口関係を築くための前提に水を差す役割を果たしている。

さらにもっと重大なところでは、国連システムを無視した米英のイラク戦争にいち早く賛成し加担したことによって、将来の国際関係全体に大きな負の遺産を作り出した。日本の行為は、多国間会議を大国のご都合で利用するに過ぎないものに転落させかねない危険な行為であり、将来の米口関係をより警戒感に満ちたものにしたであろう。それは核軍縮を前進させる環境作りの努力とは、正反対のものであった。

日本政府のイラク戦争加担の政策は極めて残念であり、モスクワ条約の持つ「不可逆性の原則」違反に対しては、何らの異議申し立てもないことから評価を E とする。

## 米・ロ・IAEA 三者構想の完成と履行

8. アメリカ合衆国、ロシア連邦および国際原子力機関（IAEA）の三者構想の完成と履行。

課題1 日本政府は、核兵器国に対する透明性のある検証制度の強化という観点から、三者構想を積極的に支持すること。

評価：D

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1（三者構想の支持）

米ロが核兵器の削減に伴って余剰となった核分裂物質について、IAEAを加えた検証制度を確立して再び兵器目的に使用することを防止するために1996年に三者構想が立ち上げられた。この制度が確立すれば、他の核兵器国にも応用することが可能であり、NPT第6条の核兵器完全廃棄義務にとって重要な意味をもっている。

2002年9月、IAEAのエルバラダイ事務局長は、IAEA総会での演説で、三者構想の第一段階が成功裏に概ね完了したと発表した（2002.9.16）。機微情報を暴露することなく、すべての種類の核分裂性物質をIAEAが検証することを可能にする技術的な方法が確立されたことで三者が合意し、また、検証にかかる費用の予備的な見積もりが行われ、検証体制の法的枠組みが確立されたことが述べられた。しかし、その後、検証体制の運用に関して三者間の意見の相違が埋まらず、核物質を実際にIAEA検証体制下におくことは困難な状況が続いていた。

核兵器国に対する透明性のある国際的な検証制度として、三者構想の完成と履行は重要な課題となっている。これは、不可逆性の確保によって米ロ核軍縮の一層の進展を促し、核不拡散体制を強化する上での不可欠な措置

である。日本政府はこの過程を積極的に推進すべきである。

### [ 評価 ]

大枠の合意があったにもかかわらず、対象期間において三者構想の実際的な進展はなかった。2003年度IAEA総会において、エルバラダイ事務局長は、法的な枠組みなど、検証体制の実施に向けた基盤は準備できているものの、「（米ロ）どちらの国からもまだ要請を受けていない」と述べた（2003.9.15）。

課題1に関して、日本の「道程決議」では、三者構想に言及していない。とくに反対しているわけではなく、すべての核兵器国に対して同様の要求をしている第10項に含めて考えていると思われる。しかし、米ロ間の核兵器削減の過程がIAEAによって検証されて行くことが重要であり、モスクワ条約に検証条項がない状況では、いっそう意識的な努力が必要になっている。

日本政府は、ロシアの核物質の管理・処分の支援に力を注いできているが、IAEAによる検証によって核兵器削減の不可逆性の確保を目的とした三者構想とは、別趣旨のものである。

その意味で日本のとり組みは不十分であり、Dと評価する。

## 「国際的安定」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」

9. 国際的安定を促進するような方法で、また、すべてにとって安全保障が減じないとの原則に則って、すべての核兵器国が核軍縮へつながる諸措置をとること：

課題1 日本政府は、「国際的安定の促進」や「すべてにとって安全保障が減じない原則」を、核軍縮を停滞させる理由に使わないこと、また使わせないこと。

評価：D

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1（悪用の防止）

第9項には6個の段階的措置が含まれているが、その全体にかかる枕詞として「国際的安定の促進」と「すべてにとって安全保障が減じない原則」が掲げられている。交渉過程では、核兵器国が「戦略的安定性」という枕詞をつけようとしたが、新アジェンダ諸国などがこの言葉が核兵器バランスを容認する意味を持つことを嫌って「国際的安定」という言葉を主張した。

同様に、核抑止論や力の均衡論に立脚して、「安全保障が減じない原則」を核軍縮に抵抗する論拠に使う場面が起こりうる。たとえば、日本政府の中にも、「朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の脅威に対する抑止として、米国の核兵器の第一（先制）使用政策が必要である」という議論がある。これも、自国の安全保障が減じることを理由として核軍縮につながる措置に抵抗をする一例である。

しかし、核兵器の削減、警戒態勢の緩和、核兵器への説明責任の強化、第一（先制）不使用など核兵器への依存の軽減、信頼の醸成、協定遵守の促進、などの措置は核軍縮を促進する環境を作り、結果的に「国際的安定」や「すべてにとって安全保障が減じない」状況の醸成を促進するという立場に立つべきである。

### [ 評価 ]

対象期間を通じて、日本の外交政策は日米軍事同盟を強調する場面が余りにも多かった。イラク戦争が始まり（03.3.20）、イラク自衛

隊派兵の特措法が成立し（03.7.26）、基本計画が閣議決定され（03.12.9）、実施要項が首相によって承認され（03.12.18）、派兵が始まって後に国会承認された（04.2.9）という経過を振り返って明らかのように、対象期間における日本外交の中心は、イラク戦争への軍事協力であった。自衛隊派兵の目的は人道支援とされているが、すべては「日米同盟の信頼性」という文脈で進められていった。対象期間の最後の時期には、小泉首相はついに「国連は国連軍を投じて、日本とともに戦ってくれる、日本への侵略を防いでくれるということはないと思いますよ」「日本一国だけでは日本の平和と安全を確保できませんから日米安保条約を締結している」（04.1.27）と、国連よりも日米安保が信頼できる、と述べるに至った。

この発言は、自国の安全は多国間会議よりもまず、米国の軍事力によって防衛されるという主張であろう。言うまでもなく、米国の軍事力の頂点は核兵器にある。この立場に立てば、核軍縮の促進よりも米国との関係を良好に保つことが何よりも優先され、第9項の趣旨に反する。

市民団体と外務省との会話でしばしば「国破れて、核兵器だけが無くなって意味がない」という発言に接した。ここにも、核軍縮よりも日本の安全保障を優先すべきだ、という考え方が現れている。日本政府には、核軍縮こそが国際的緊張を低減し、日本の安全にも寄与する、という確信は存在しないようである。

日本の努力をDと評価する。

## 核兵器の一方的削減

9 a . 核兵器国による、保有核兵器の一方的な削減のさらなる努力。

課題1 米口のモスクワ条約で削減される兵器を、一方的な措置によって廃棄することを米口に要求すること。

課題2 一方的削減による米口の削減速度の向上、戦略兵器削減以外の課題、米口以外の核兵器保有国の一方的削減などについて、日本政府は主体的な考察を行い適宜発言すること。

評価：D

[ 課題の設定 ]

課題1 (米口の削減核弾頭の一方的廃棄)

第5項「不可逆性の原則」で述べたように米口・モスクワ条約(発効、03.6.1)は、作戦配備核弾頭を2012年までに1700~2200発まで削減することに同意したものの、米国の場合、迅速対応戦力として多くの弾頭を貯蔵する方針が明らかになっている。ロシアも同様な措置で対抗する可能性がある。これだと、真の削減が行われたとは言えない。

条約の批准過程や発効後の追加議定書などで、両国がモスクワ条約に不可逆性の原則を付与するように要求する(第5項参照)ことと平行して、米口両国、とりわけ貯蔵方針を打ち出している米国に対して、削減した弾頭の一方的廃棄を要求すべきである。

課題2 (削減速度、米口以外の削減など)

モスクワ条約による削減速度は、クリントン・エリツィン合意(ヘルシンキ、1997.3.21)におけるSTARTの削減速度よりも遅い。STARTでは2007年までに2000~2500弾頭まで削減するとされていた。(この弾頭数は、モスクワ条約の数え方に従えば、同じ1700~2200発となる。)したがって、一方的削減によって削減速度をモスクワ条約よりも速めることを、日本政府は要求すべきである。

一方的に行うことができるのは戦略兵器の削減だけではない。非戦略核兵器はもっとも使われる可能性のある兵器であり、その一方的削減は、地域安全保障の文脈で重要である。これについては(9c)で扱うことにする。

その他にも、警戒態勢の緩和や解除、とりわけモスクワ条約で廃棄される予定である核兵器の警戒態勢解除や早期引退などの措置は、米口がそれぞれ一方的に実施することができる。

英、仏、中国もそれぞれ一方的措置を進めて、核軍縮の促進に貢献すべきである。とりわけ中国は、唯一このような措置を発表していない核保有国であり、新たなとり組みをすべきである。

これらの点について、日本政府は主体的な調査と考察を行い、適宜の意見表明を行うべきである。

[ 評価 ]

課題1、課題2ともモスクワ条約に関しては、すでに第5項目に関して述べたとおり、日本政府はモスクワ条約を歓迎するのみで、その不十分性の認識に立った要求を行っていない。とくに、削減速度がクリントン・エリツィンが合意していたものより後退していることについて触れようとしない。

日本政府の努力についての評価はDとする。

## 透明性の増大

9b. 核兵器能力について、また、第6条にもとづく合意事項の履行について、核軍縮のさらなる前進を支えるための自発的な信頼醸成措置として、核兵器国が透明性を増大させること。

課題1 日本政府は、米国の新型核兵器の研究・開発や戦略兵器の将来計画について実態を明らかにするため、米国立核兵器研究所の透明性の向上を要請すること。

課題2 日本政府は、米国に対する透明性の要求と合わせて、中国の核軍備や核態勢の現状について、透明性を高めるよう要請すること。

課題3 日本政府は、全地球的、およびアジア太平洋地域における核兵器、関連核物質、運搬手段の目録づくりと、そのための報告制度の確立を推進すること。

課題4 米国に、NCND政策の撤回を求めること。

評価：E

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1（米核兵器研究所の検証）

米議会に提出された「核実験再開準備期間の短縮」、「小型核兵器の研究禁止の撤廃」、「強力地中貫通型核兵器の研究・開発」などに関する立法措置は、米国の核兵器政策に関して多くの不安と不信を生みだしている。核実験のモラトリアムを約束しながら、核実験再開の準備期間を短縮するのは何故なのか。小型核兵器の研究禁止の撤廃によって、どのような核弾頭の研究を目指しているのか。強力地中貫通型核兵器によって、どの程度の威力と付随効果の縮小を計ろうとしているのか。これらの試みが許し難いものであるのは言うまでもないが、それに加えて、計画が極めて不透明であるために、世界的な不安定化を増幅させている。

米政策の悪影響を少しでも軽減するために、日本政府は米国の核兵器研究所の透明性を増大するよう、米国に強く要請すべきである。

#### 課題2（中国への要求）

中国の核軍備やその態勢についての公的な具体的情報が極めて乏しい。それが、日本における誇大とも言える中国の核兵器脅威論の一因となっているし、健全な東アジア地域安全保障の議論の障害ともなっている。

日本が米国の核抑止力に依存しているため、

中国の核兵器の透明性を高めるよう求める日本の要求は説得力をもたない。一日も早く日本の政策の撤回をすべきであるが、一方でそのことを前提としつつ、中国の透明性の向上を日本政府は地道に要求し続けるべきである。これは課題1の米国核兵器研究所への透明性向上の要求と平行して行うべきである。年に一回のペースで開かれている「日中軍縮・不拡散協議」の継続的テーマの一つになりうる。

#### 課題3（目録作り）

核兵器や兵器用核物質に関する透明性の増大には、地球規模の課題と地域の課題がある。地球規模のもっとも基本となる課題は、核兵器、核兵器に使用可能な核物質、それらの運搬手段についての全目録について、関係各国に年次報告を義務づけることである。核兵器廃絶を達成するときに必要となるデータであるだけでなく、その過程における信頼醸成の基礎となる。NPT再検討会議とその準備委員会ごとに提出すべき報告文書にするのがよい。標準化された報告の様式を国連軍縮局で作成するのの一法である。

東北アジアの平和のための信頼醸成と軍縮の促進にとって、この地域における核兵器の配備と運用状況について透明性を高めることが、極めて重要である。日本政府は、中国、ロシア太平洋地域、米太平洋地域の核兵器と運搬手段について透明性を高める努力をする

べきである。この課題は、東北アジア非核地帯の設立をめざす事業の一環ともなる。

#### 課題4（NCND政策の撤回要求）

米国の「核兵器の存在を肯定も否定もしない政策（NCND政策）」は、透明性の向上に主要な障害となっている。現に、日本に寄港する艦船・航空機への核搭載の疑惑は、この政策のために払拭されないままである。米国政府のNCND政策の変更を求めることは、日本政府にとってこの項目に欠かせない課題である。この努力は、非核三原則を守るための神戸方式のような自治体独自の努力を励ますことにもなる。

#### [ 評価 ] \_\_\_\_\_

課題1の米国核兵器研究所の透明性向上は、核実験再開問題や新型核兵器の問題に関連して世界の関心事であるが、日本政府はほとんど関心を示さなかった。

中国への核兵器の透明性向上の必要性（課題2）について、外務省がしばしば私たちに語っていた。しかし、課題1におけるように米国に対する毅然とした政策を持たない現状では、日本の主張は説得力を持たないと思われる。03年8月14日、「日中軍縮・不拡散協議」が北京で開催され、天野之弥大使（軍

備管理・科学審議官）を代表とする日本代表团と、劉結一外交部軍控司長らが会談した。この席で日本は透明性の向上を要請したことが報告されている。中国はその後拡散防止に関する白書を出した（03.12.3）。このことは一歩前進であるが、米国の不拡散圧力に反応したものであると考えられる。日本からの軍縮圧力にしたがって透明性を高めるためには、日本の対米姿勢が、やはり問題になるであろう。

課題3の目録作りについては、日本政府の関心を見ることができなかった。

課題4に関しては、米国艦船搭載の核兵器問題について、日本政府の「事前協議がないから核兵器は搭載されていない」という説明だけでは自治体が市民を説得できない事態が続いている。米国のNCND政策のもたらす不透明性が、日本の市民の不安を掻き立て続けている証左である。ましてや、米軍を警戒する中国や北朝鮮の反応を考えると、NCND政策が東アジアの緊張を増幅していることは間違いないであろう。にもかかわらず、日本政府は米国のNCND政策を改めるよう要請することはなかった。

総合して、焦点化している米国の新型核兵器研究などの状況に対して日本政府の透明化要求の努力が見られず、評価はEとする。



## 非戦略核兵器の削減

9c. 一方的な発議にもとづいて、また、核軍備削減と軍縮過程の重要な一部分として、非戦略核兵器をさらに削減すること。

課題1 日本政府は、地中貫通型兵器など新型非戦略核の研究・開発に反対すること。ロシアに予想される類似の動きに反対すること。

課題2 新アジェンダ連合(NAC)が提案する、非戦略核兵器の削減に関する国連総会決議を支持すること。

課題3 日本政府は、NATOに配備された米国の核兵器について撤去を求める意見に賛意を表すこと。

課題4 日本政府は、米国に核巡航ミサイルの一方的削減を求め、中国に戦術核の一方的削減を求めること。

課題5 日本政府は、米国のNCND政策の撤回を求めること。

評価：E

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1 (新型非戦略核への反対)

米国においても、ロシアにおいても、新型核兵器の開発の可能性も含めて、非戦略核への依存の増加がますます懸念される状況になっている。対象期間の直前に、米議会に送られた「強力地中貫通型核兵器(RNEP)」も「低威力核兵器」も、新しい戦略環境のなかで追求されている非戦略核である。テロとの戦争で用いられる危険性が高い核兵器でもある。一方、ロシアにおいては、冷戦後の経済的な困難に起因する通常兵力の弱体化を、戦術核への依存によってカバーする動きがあった。それに加えて、米国のNPRで新しい核能力への方向性が示されたことによって、ロシアもそれに追従する動きが予想される。

日本政府は、これら戦術核に関する新しい危険な動向に注意を払い、米国に対してもロシアに対しても、反対の意思を明確に示すべきである。

#### 課題2 (NAC国連決議への賛成)

非戦略核削減の緊急性が増している状況を反映して、新アジェンダ連合は02年NPT準備委員会において「非戦略核兵器のさらなる削減は優先事項である」(02.4.5)と強調していたが、その年の秋の国連総会において従来の新アジェンダ決議とは別に、独立の決議「非戦略核兵器の削減」(57/58, 02.11.22採択)

を提出し、採択させた。しかし、米国の核抑止力に依存する米同盟国であるNATO諸国、日本などはすべて棄権投票をした。米国の説得があったと伝えられている。

日本政府は、NAC「非戦略兵器の削減」決議に賛成すべきである。

#### 課題3 (NATO配備戦術核の撤去)

米国がNATOに配備している核兵器は、核兵器国領土外の陸地に配備されている世界で唯一の核兵器であり、今後の戦術核兵器の(とりわけロシアの)領土外配備を誘う悪い先例となっている。この撤去を求める国際世論が高まるべきである。

#### 課題4、5 (NCND政策の撤回要求)

日本政府にとっては、非戦略核の問題は東アジアの緊張緩和と安全保障のために、とくに重要なテーマである。有事に攻撃型原子力潜水艦に搭載され、日本に持ち込まれる可能性が高い核巡航ミサイルの削減を求めることが、東アジア地域の緊張緩和と非核化に貢献する道である。このようなとり組みをしながら、中国に対して非戦略核の削減を求めることが有効である。その際、透明性の問題として、米国のNCND政策の撤回が再び課題となる。

### [ 評価 ]

課題1に関しては、第5項「不可逆性の原

則」、第6項「明確な約束」の項目で、すでに論じた。日本政府の対応は極めて弱いものであった。

また、ロシアにも対象期間に懸念すべき動きがあった。次期大統領選挙を意識したロシア国内情勢の中で、03年10月2日、イワノフ国防大臣が「ロシア軍近代化の指針」を公表したが、その中で地域紛争における非戦略核兵器の使用が検討されていることが明らかになった。この文書は一部報道されたような「軍事ドクトリン」という性格の文書ではなく、「軍事ドクトリン」は2000年のものから変わっていないことが後に確認された。しかし、文書は米国のNPRや先制攻撃戦略に登場している新思考に大きく影響されており、ロシアにおいても新しい戦略環境において非戦略核兵器の効用が再検討されていることを窺うことができる。日本政府はロシアのこのような動きに対して、特に行動をとっていない。

課題2のNAC決議は03年国連総会においても提出され採択された(03.12.8、58/50)。非戦略核兵器の削減により高い優先性を与えることを訴え、全体的な核軍縮過程の不可欠な一部とすること、透明性と不可逆性をもって行うこと、という原則を打ち出している。

また、1991年、92年に米国(ブッシュ)とソ連/ロシア(ゴルバチョフ、エリツィン)の首脳間の調整された一方的措置によって行われた大統領イニシャチブを条約として公式化すること、非戦略核の管理・保安を強化すること、核兵器国が新型核兵器を開発しないという約束をすること、などを求めている。

残念ながら、今回もまたNATO非核諸国、日本などはすべて棄権投票をした。日本の外務省は非戦略核の削減をテーマとすることに関心を示しており、日本の「道程決議」には、「一方的イニシャチブに基づき、かつ核兵器削減および軍縮の過程の不可欠な一部分としての、非戦術核兵器の一層の削減」という要求が継続して掲げられている。にもかかわらず、新アジェンダの動きに積極的な支援を示さなかったばかりか、独自の具体的なとり組みもしていない。言行不一致との印象を拭えない。

課題3に関して、日本の新しいとり組みは見られなかった。

課題4、5は、日本にとって身近な課題であるが、日本政府のとり組みはゼロである。

非戦略核の軍縮が重要性を増している中で、日本のとり組みは形式的なものに留まっており、極めて不十分である。評価をEとする。

## 作戦上の地位の低減

9 d . 核兵器システムの作戦上の地位をさらに低めるような具体的な合意された諸措置。

課題1 ブッシュ政権による「先制攻撃戦略」、また、核・非核兵器の間の「しきい」を低くする考え方は、核兵器の作戦上の地位をより危険なものに変化させた。日本政府はこの変化を厳しく批判すべきである。

課題2 日本政府は、全戦略核兵器の「一触即発警戒態勢の解除」を主張すること。

評価： E

[ 課題の設定 ]

課題1 (先制攻撃戦略への批判)

米国防省の2002年国防報告(02.8.15)は、米国の敵に対して「あらゆる手段を行使用すること」、「米国の防衛には予防的な措置と、ときには先制攻撃が必要」と明記し、ブッシュ政権の軍事路線として注目された。

この路線は、より基本的な国家戦略文書によっても裏づけられることになった。米大統領府が発表した「国家安全保障戦略」(02.9)が、「テロとの戦争」における先制攻撃を明記したのである。さらに、続く「大量破壊兵器と闘う国家戦略」(02.12)においても繰り返し強調された。この内容は、「国家安全保障大統領命令17(NDPD17)」(02.5)に基礎を持つことも明らかになった。

一方で、NPRは、「新しい三本柱」の攻撃力の柱において、核兵器と非核兵器の間の区分を取り払った。世界的に著名な軍事アナリスト・ウィリアム・アーキン氏が、「核兵器が・・・他のものと一緒くたに棚に並べられている」(『ロサンゼルス・タイムズ』、03.1.26)と評したように、核兵器と非核兵器の「しきい」が低くなった。その上、核兵器を容易に使用できる柔軟性を組み込むために、NPRは米軍が冷戦後に開発してきた「適応性計画(アダプティブ・プランニング)」のより一層の柔軟性の向上と迅速化の必要性を強調した。つまり、冷戦時代のように、巨大な全面核戦争の発想ではなく、不測事態に小回りの利く適応性計画が強調されたのである。

このように、「先制攻撃戦略」と「核・非核の間のしきいの低下」が結合することによ

って、「核兵器の作戦上の地位」が極めて危険なものに変質した。

アフガンでの戦闘が続き、新しくイラク戦争が始まる情勢の中で、日本政府は、米国の先制攻撃戦略がもたらしているこのような「核兵器の作戦上の地位」に関する危険な変化を指摘し、それを厳しく批判すべきである。

課題2 (警戒態勢解除の要求)

ブッシュ大統領のABM脱退の演説(2001.12.13)は、冷戦時代の敵対関係がもはや消滅したことを繰り返し述べた。そのとき、彼は「かつて(米ソ)両国をして何千もの核兵器を互いに向けて一触即発の警戒態勢に置かせた敵対関係もまた、もはや存在しません」と述べた。少なくとも、これは警戒態勢の解除の論理的必然性を告白したことになるであろう。「一触即発の警戒態勢」の存続には、今日何の根拠もなく、いたずらに核ミサイルの偶発的発射の危険性を作り出していると言える。

日本政府は、一触即発の警戒態勢を解除するようすべての核兵器国に対して要求すべきである。

[ 評価 ]

対象期間は、イラク戦争によって米英の先制攻撃が実行された時期であった。イラク軍による大量破壊兵器の使用があれば、米戦略によって核兵器の使用があり得た情勢であり、課題1に関して日本政府は、核兵器の作戦上の地位に関する危険性を訴え、確固たる見解を表明すべき立場であった。しかし、この期

間、日本政府は被爆国の首脳らしい発言を何一つしなかった。いち早く米英の先制的武力行使を容認し、自衛隊派兵による日本の「貢献」を急ぐのに汲々とした。

米国は、核・非核のしきいを低くしていないと反論するようになった。たとえば、03 NPT準備委員会に提出された米国の情報文書(03.5.1)は、「合衆国は核兵器使用のしきいを低くしてはいない。」通常兵器による精密攻撃能力が高まっているので「結果として、核兵器使用のしきいは高くなっている」と主張している。しかし、考え方として、核・非核の区別は、「攻撃目標の破壊のためにどちらがより有効か」というレベルにシフトしていることに変わりはない。地中貫通核兵器の

開発などに、その発想が現れている。

課題2の警戒態勢に関して、この問題の専門家であるブルース・ブレア(国防情報センター所長)は、現在も米国、ロシアとも数千発のミサイルを一触即発の警戒態勢に置いていると、最近述べている(04.1.29、核政策研究所)。外務省は、警戒態勢の解除について関心を示し、具体的に提案できることはないか省内で研究をしていることを以前に明らかにしていた。しかし、その後具体的な提案をするには至っていない。

日本政府が米国の先制攻撃論のもたらす危険性について警告せず、イラク戦争ではそれを容認した。警戒態勢問題にも具体的なとり組みが見られなかった。評価をEとする。

## 安全保障政策における核兵器の役割の縮小

9 e . 核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。

課題1 RNEPなど、米国が核兵器の役割を縮小するどころか新しい役割を与え、それを実行に移そうとしていることに厳重に抗議すること。また、ロシアの同様な動きを封じる働きかけを行うこと。

課題2 2005年までに、日本自身の防衛政策における核兵器への依存を撤廃すること。そのための実行プランを作成すること。その一部として進行中の「防衛計画の大綱」見直しにおいて、核抑止力への依存からの脱却を唱うこと。

課題3 日本核武装論に対して、明確に論拠を示してそれを否定すること。

課題4 一日も早く、検証制度を持った東北アジア非核地帯設立を目指す政治宣言を発すること。また、その中で北朝鮮に対して核兵器計画の完全な否定を求めること。

課題5 日本自身の「非核法」制定を目指すこと。

評価：E

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1（新型兵器批判）

米国のNPRは、新しく次のような役割を持った核兵器の必要性を強調した。

堅固で地中深く埋設された標的（HDBT）を破壊する能力。（いわゆるバンカー・バスター）

移動標的を発見し攻撃できる能力。

化学、生物剤を破壊する能力（ADW）。

精度を向上し付随的影響を軽減できる能力。

すでに第5項などで繰り返し述べたように、対象期間の直前には、米国の核バンカー・バスターのさらなる開発（「強力地中貫通型核兵器（RNEP）」と呼ばれる）、その他の新型核兵器開発につながる低威力核兵器の研究・開発禁止の解除など、予算化・立法化の動きが現れていた。これらは03年に始まった訳ではなく、それ以前からの一貫した流れであった。第9c項でも触れたように、米国におけるこのような動きが、ロシアの核兵器政策に影響を及ぼしてゆくことも当然予測された。

日本政府はこの危機的な状況において、米

国のNPT合意違反に厳重に抗議するとともに、ロシアに対しても同様な動きを起こさないよう働きかけるべきである。

#### 課題2（核兵器依存撤廃へ実行プランと防衛計画大綱の見直し）

「安全保障政策における核兵器の役割を縮小する」というこの項目の要求は、核兵器保有国と同じくらいに日本のような核兵器依存国にも関係がある。核兵器の完全廃棄のためには、核兵器依存国もその依存を軽減しなければならないからである。

日本の場合、被爆国で核兵器の非人道性をもっと強く訴えなければならない立場にありながら、核兵器に依存する安全保障政策をとっている。日本政府が米国の核抑止力への依存を続ける限り、核をめぐる日本の安全保障政策は、すべてが米国の許容範囲内においてしか実現できないことは、これまですでに実証されている。被爆国でありながら、日本政府が米国の掌の中でしか核兵器廃絶を唱えることができないとしたら、それは国民を欺く単なるパフォーマンスに過ぎないことになる。したがって、2005年のNPT再検討会議までに、日本は核兵器に依存しない安

全保障政策に転換する目標を立てるべきである。そして、そのための実行プランを立てるべきである。そのことによって、NPT第6条の実行に大きな貢献をすることができる。

その第一歩は、進行中の「防衛計画の大綱」見直しの機会をとらえて、日本の安全保障政策における核兵器依存政策を見直すことである。

「防衛計画の大綱」は、日本防衛における核兵器依存を明記した根本の政策文書である。防衛計画大綱に基づいて日米防衛協力ガイドラインにおいても米国の核抑止力への依存が書かれている。したがってまず防衛計画大綱の見直しにおいて核抑止力依存を削除することが、日本のNPT合意を実行するための具体的で重要な課題となる。

より具体的には、次のような経緯を踏まえて考えるべきである。

つまり、1976年の「前大綱」では、「また、核の脅威に対しては米国の核抑止力に依存するものとする」としていた。これに対して、1995年の「現大綱」では、「核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする」と、その表現において一定の前進があった。

したがって、核保有国が核兵器の完全廃棄の「明確な約束」に合意したなかで行われる次の大綱見直しにおいては、たとえば次のような文章に改められるべきである。

「核兵器の脅威に対しては、核保有国がNPT再検討会議で行った『保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束』が実行されるよう国際社会で積極的な役割を果たしつつ、速やかに米国の核抑止力から脱却するべきものとする。」

### 課題3（日本核武装論の否定）

北朝鮮の核兵器開発疑惑に関連して、日本の核武装論がさまざまな立場の言論において触れられた。その背景には、日本政府高官、議員、公職者の口から核兵器の合憲論、非核三原則の見直しがしばしば口にされてきた過去の歴史、また、米国の核の傘への強い依存の裏返しとして米国の核の傘がなければ日本は核武装するとの論理的帰結、が存在する。このような状況下で日本政府は、しっかりとした論理構成をもって、日本核武装論を明確に否定すべきである。

### 課題4（非核地帯への政治宣言と北朝鮮への

非核化要求）

政府が、核兵器への依存が必要だという論拠としている脅威は、検証制度をもった東北アジア非核地帯の設立によってほぼ全面的に解消する。一日も早く、政治宣言として非核地帯設立に向かう政策を表明すべきである。政治宣言をした段階で、すでに東北アジアの緊張緩和と信頼醸成にプラスの効果を生むと考えられる。

また、日本自身が核兵器への依存を放棄することを明確にすることと平行して、北朝鮮に対しても、外交カードとしても抑止力としても、核兵器を利用しないことを求めるべきである。

### 課題5（非核法の制定）

さらに、日本自身の非核化を検証制度をもって実現するために「非核法」（非核三原則の法制化を含む）を制定するべきである。これによって、日本が「核兵器の役割の縮小」を完全に履行したという範を周辺諸国に対して垂れることができる。NPT体制全体への貢献となり、被爆国としての日本の道義的地位を強固にし、日本の発言力を強めるであろう。

### [ 評価 ]

米国の新型核兵器への動きは、対象期間に成立した「04会計年国防認可法」（公法108-136、03.11.24）で立法化された。「小型核兵器の研究禁止の撤廃」（第3116節）はさまざまな新概念核兵器開発に道を開き、「RNEPの研究・開発」（第3117節）も継続して予算が付いた。また、ロシアが同様な動きをする可能性があることは、「ロシア軍近代化の指針」（03.10.2）に関連して第9c項で触れた通りである。この状況が進行する中で、課題1に関して、日本政府は行動を起こさなかった。

課題2、3、4、5のすべてに関して、日本政府の中に、「核兵器の役割の縮小」は日本自身に課せられた課題であるという認識が、ほとんど存在しないのが現実である。課題2の防衛計画大綱の見直しは、2003年に案を提出するという予定が遅れている。しかし、ミサイル防衛を正式に新大綱に組み入れる方針が、閣議決定として公表された(03.12.19)。核抑止力の部分の見直しについて、外務省の関心は薄く、防衛庁の作業に介入しようという積極的な姿勢が見られない。

核兵器依存国が、核兵器に依存しなくても

自国の安全保障を保ちうるという方向に思考と政策を転換しない限り、核兵器の完全廃棄の道は生まれない。日本の防衛のために必要だからと言って米国の核を要求するならば、同じ論理によって、インドもパキスタンも、さらに新しいいくつかの国も核兵器を持つとするであろう。また、北朝鮮への要求も功を奏しないであろう。

自分が持つのと、他人に持たせて使わせるのと優劣はつけ難く、どちらも核兵器の完全廃棄への道の障害物である。この点は日本にとって極めて本質的な問題であり、政策変更の兆しを見せない政府に対して、猛省を促したい。

課題3に関連して、毎日新聞が総選挙中に行ったアンケートの中で、小泉内閣の現職閣僚4人が、「国際情勢によっては日本の核武装も検討すべきだ」と答えていたことが判明した(03.11.11)。このような状況の中で、日

本政府の核武装論に関する対応は不十分であったことを指摘しておきたい。川口外務大臣がCD演説で日本が今後とも非核三原則を堅持する姿勢を明確に打ち出したことは、時宜を得た必要なことであった(03.9.4)。しかし、日本は核兵器の研究・開発や保有を永久に行わないことを内外に宣言し、理論的裏付けのない核武装論を明確に否定するようなインパクトのある演説にはならなかった。日本の核武装は、核不拡散体制の破壊を自らリードすることになり国際的孤立を招く、被爆国として取り組んできた核兵器廃絶の長い努力の全否定になる、アジア地域の不安定化を招き核軍拡競争の引き金となる、被爆者と国内世論の前で日本の政治の道義的崩壊を招く、というような指摘があってしかるべきであった。

総合して、被爆国日本の核兵器依存政策の継続を深刻に憂い、評価をEとする。

## 全核兵器国が参加する核兵器廃絶過程

9 f . すべての核兵器国を、適切な早い時期において、核兵器の完全廃棄につながる過程に組みこむこと。

*課題1 日本政府は全核兵器保有国による核軍縮会議の早期開催について、検証制度の準備などの技術的会議を先行させる、非戦略核を優先させる、なども含めて、実現に努力すること。*

評価：D

[ 課題の設定 ]

課題1（五か国会議の開催への努力）

現在、米ロ2国間でしか存在していない核兵器削減交渉を核兵器保有五か国に拡大する必要がある。中国、イギリス、フランスは、米ロの保有核兵器の数が、彼らの数のレベルまで削減されてからしか、このような会議に参加しないことを示唆している。インド、パキスタンは、非同盟運動の立場として、CDにおける多国間協議が望ましいとしている。イスラエルの立場ははっきりしない。

非戦略核の削減に限定した五か国会議、削減交渉以前に五か国で検証制度の準備会議をするなどの方法も考えられる。

[ 評価 ]

2000年NPT再検討会議の13項目においてこの項目が含まれて以来、日本のいわゆる「道程決議」は、同じ内容を明確に含むようになった。03年「道程決議」においても、この立場は継続されている。

しかし、課題1に書いたような、新しい提案を含む積極的な取り組みは、日本政府にはまだ見られない。CDに設置されるべき核軍縮を扱う下部機関の任務の一つにしてゆくという案も考慮する価値があろう。

課題に対する取り組みは見られないので、評価はDとする。



## 余剰になった軍事用核分裂物質の国際管理と平和転用

10. すべての核兵器国が、もはや軍事目的に必要でないと各核兵器国が認めた核分裂性物質を、そのような物質が永久に軍事プログラムの外に置かれることを保証するために、実際に可能な早期において、IAEAまたは関連する国際的検証の下に置くという制度。および、そのような物質を平和目的に移譲するという制度。

*課題1 兵器用核分裂物質を検証可能な方法で軍事プログラムの外におく制度の実現に向けて、日本は積極的な協力をする。とりわけ、その方法について、国際的な議論の促進に貢献すること。国内でも公開の議論を重ねること。*

評価：C

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1 (協力と公開議論)

NPT体制の下では、核分裂物質の「平和目的への委譲」という措置は、前進と受け取られる。しかし、多くのNGOの間には、これに対する強い異論がある。原子力発電が、核兵器技術を拡散させることも含め、使用済み燃料の処理など未解決の深刻な問題を持っているからである。イラン、北朝鮮など「平和目的」が隠れ蓑になって核兵器開発が行われる例が絶えないという認識から、原子力発電を奨励すべきでないという意見が最近特に強まっている。NPT再検討過程の諸会議におけるNGOの意見発表では、原子力エネルギーへの依存を脱し、「持続可能なエネルギー」への転換を求める主張が継続して行われている。

米口とIAEAの三者イニシャチブについては第8項で述べた。削減された核兵器や余剰になった兵器用核分裂物質が、兵器に再利用されたり流出したりすることを防止するために、何らかの国際検証制度の下に置く必要がある。三者イニシャチブそれ自身は、技術的な合意には達したものの、まだ実行されない状況であるが、米口だけではなく、他の核兵器国に関しても、同様な措置を急ぐ必要がある。

この過程を促進するために、日本を含む国々の技術的、財政的協力が必要になる。ロシアの核兵器解体後の余剰プルトニウム処分問題が、もっとも緊急課題とされており、これに対する国際協力が進んでいる。なかでも

米口間協力がもっとも広範囲に行われている。

この分野の活動の基礎となる米口間協定「プルトニウム管理・処分協定(PMDA)」は、2000年9月に署名された。そこでは双方34トンずつの兵器級プルトニウムを処分すること、遅くとも2007年末までに処分施設の運転を開始し、最低年間2トンのペースで処分すること、可能な限り早期に年間4トンペースに移行すること等が合意された。処分方法については、米口・コスト評価会議の場を通じて、方法の絞り込みが行われている。これまでに、燃料として原子炉で燃やし使用後再処理しない方法や、高レベル放射性廃棄物と混合してガラス固化体として貯蔵する方法などが検討された。

02年1月、ブッシュ政権はガラス固化方式中心からMOX(ウラン・プルトニウム混合酸化物)燃料に加工して原子炉で燃やす方式中心へと処分方法を変更する決定をした。2002年12月の米口会合で、米国は米国内に建設予定のMOX燃料製造施設のコピープラントをロシア国内に建設し、これによって製造したMOX燃料を燃やして処分するというプログラムの導入を提案し、ロシア側も大枠合意した。しかし、運転開始後に事故が発生した際の責任規定を巡る米口間の対立や、この計画を支持するような多国間の枠組みが存在しないことなどが障害となり、計画は遅滞している。また、資金調達の面においても調整は難航している。

一方、日本も米国とロシアからの協力要請を受けて、ロシアの核兵器解体後のプルトニウム処分について、日ロ二国間の協力を積極

的に築いてきた。99年5月の高村外務大臣の訪口を契機に、余剰兵器プルトニウム処分の支援などを含む研究開発協力「軍縮と環境保護のための日露共同作業」が推進されてきた。2000年9月4日には、「軍縮・不拡散、核兵器廃棄支援分野における日露政府覚書」が東京で交わされた。これらを通じて、ロシアの高速炉BN600でMOX燃料を燃焼させてロシアにおける余剰兵器プルトニウム処分を促進する共同研究が始まった。日本の核燃料サイクル開発機構（核燃機構）とロシアの原子力科学研究所の共同研究である。02年4月14日、20キログラムの余剰プルトニウムの燃焼に成功したという報道があった（『朝日』、02.4.14）。それによると、この成功を受けて、核燃機構は34トンあるとされるロシアの余剰プルトニウムのうち15～20トンを燃焼する計画に技術協力するという。

カナナスキス・G8サミットは「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」（02.6.27）に合意し、ロシアの余剰プルトニウム処分を優先事項と位置づけた。これによって、従来の日口協力も、G8での多国間協力の中に位置づけられることになった。小泉首相は、対象期間の直前に訪口したとき、次のように演説している。

「我が国の協力のもと、ロシアの科学者が開発した先進技術を用いて、先般、世界に先駆けて、原子爆弾2～3個に相当する量（20キログラム）の兵器級プルトニウムを処分することに成功しました。また、我が国は、G8の余剰プルトニウム処分構想に対し、カナナスキス・サミットにおいて表明した資金貢献（2億ドル強）のうち、1億ドルを充てることにしています。私は、この資金貢献が、日口研究協力の、さらなる発展につながることを希望しています。」（03.1.11）

日本が、兵器用余剰核物質が再び核兵器に転用されないための国際的努力に協力すべきことはもちろんである。しかし、日本が協力する場合には、国際的な協力の次元の問題と、日本自身のプルサーマル計画が関係する次元の問題を、はっきりと分ける必要がある。なぜならば、後者については杜撰な安全管理や経済性を度外視して進められていることなど批判が絶えず、日本国内で基本的なコンセンサスがまだ存在していないからである。したがって、日本は処分方法について単にMOX燃料としてプルトニウムを燃やすことを前提とするのではなく、ガラス固化を含むさまざまな方式について不拡散と環境・安全性の両面

から検討する国際的な議論を起こすことに力を注ぐべきである。国内的には、ロシア解体兵器プルトニウムの処分に関する技術協力と国内のプルサーマルを含む核燃料サイクルとの関係について、十分な公開の議論を形成すべきである。

公開の議論の中においては、日本がロシアの兵器級プルトニウムに接することによって、それに関する情報や知見を手にするということにも、十分な注意が払われなければならない。

#### 〔評価〕

「G8グローバル・パートナーシップ」に関するカナナスキス合意に関する費用計画を、米国では「テン・プラス・テン・オーバー・テン（ten plus ten over ten）」と呼ぶ。10年間に米国が100億ドル（ten billion）、その他が100億ドルの資金を出すという意味である。しかし、ロシアの解体核兵器から出たプルトニウムの処分事業について現在までの明確な拠出表明は、米国4億、英1.1億、仏1.1億などであり、日本は小泉首相の約束した2億ドルの支出のうち1億ドルを当てるとした。これらの資金的貢献も含めて、日本はロシアのプルトニウム処分問題に対して積極的に対応をしていると国際的には評価されるであろう。

しかし、発端から、日本は日本の核燃料サイクルとの関連を念頭に入れて、このとり組みを開始したと考えられる。この点に関する透明性が不足しており、国内的な議論が極めて不十分である。

日本は米国からの要請を受けてロシアの高速炉を使った処分を分担し、またロシアの要請を受けてロシアのバイパック燃料技術（振動充填法による燃料棒の製造）を活用することを方針として定め、その実行主体として「核燃料サイクル開発機構」（核燃機構）を選んだ。核燃機構は、ロシアの高速炉BN600でバイパックMOX燃料を燃やす日口共同研究の目的の一つを、次のように述べている。

「この共同研究及び作業経験等を通して、ロシアのバイパック燃料製造技術に係わる知見の獲得を図るとともに、BN600炉心・燃料設計等のBN600の実機での経験を蓄積し、サイクル機構（核燃機構のこと）が進める研究開発業務に最大限活用していく。」（核燃機構ウェブサイト）

つまり、この研究を通してロシアの技術・ノウハウを日本の核燃料サイクルにおけるプルトニウム利用に最大限活用する狙いを持つ

ているのである。この姿勢は問題である。この計画は核兵器不拡散・軍縮への取り組みとして切り離すべきであろう。

日本においては、日本自身のMOX計画との関係について、透明性の高い議論が不可欠である。それらについて十分な公正な議論が行われているとは言えない。

国際問題として考えたときにも、MOX原子炉の安全性と環境問題、MOXで燃やした後の使用済み燃料の処理や管理問題、ガラス

固化物を厳重管理する方式との優劣、輸送問題などがある。日本は、これらに関する議論の促進に貢献していない。

ロシアの余剰プルトニウムの軍事利用防止について、日本の積極的姿勢が認められる。しかし、日本のプルトニウム利用計画と関係づけた取り組みには問題があり、プルトニウム処分方法の是非について公開論議を欠いている。評価をことする。

## 究極的目標としての全面かつ完全軍縮

11. 軍縮過程における国の努力の究極的な目標は、効果的な国際的管理の下で全面かつ完全な軍縮であることの再確認。

*課題1 日本政府は、世界的な軍縮過程への貢献として、東北アジア地域の軍縮に向けて平和憲法を活かした積極的な努力を行うこと。まず大量破壊兵器やミサイルを含む課題について、地域の協調的安全保障の枠組みを探ること。*

*課題2 日本政府は、戦争防止、化学兵器、生物兵器、対人地雷、小型武器、特定通常兵器など国際的諸問題に関して「全面かつ完全軍縮」のために積極的に貢献すること。*

評価：D

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1（東北アジア地域の協調的安全保障）

この項目に言う「全面かつ完全軍縮」とは、国内の治安の維持に必要なものを除く、すべての兵器の完全な廃棄を意味する。1959年の国連総会決議でそれが最終目標であることが謳われた。ソ連はそのための条約案を、米国は条項案を提出しており、3段階で達成することを規定していた。1959年から1962年あたりまで、真面目に討議されていた。

フランスが一つの代表的な国であるが、NPT第6条の解釈について、核軍縮を「全面かつ完全軍縮」条約に従属させる議論を展開している。その議論は、しばしば核兵器廃絶を遠い未来の課題に遠ざける役割を果たす。新アジェンダ諸国は、13項目の中で、核軍縮のための有効な措置について誠実な交渉を行う義務と、「全面かつ完全軍縮」条約に関して誠実な交渉を行う義務とは、関連するが別個独立の義務であることを明確にした。その背景には、国際司法裁判所（ICJ）の1996年の勧告的意見が、NPT6条の核軍縮義務について、明確な判断を下したという経過があった。

ここで、核軍縮は優先されるべきものであるが、安全保障全体の一部であることの再確認が必要になる。とりわけ、他の大量破壊兵器に関して存在している条約体系 - つまり、化学兵器禁止条約と生物・毒素兵器禁止条約 - の信頼性が増し、強化されて行くことが、核兵器の廃絶にも大きく貢献する。

一方で、「全面かつ完全な軍縮」という国連の大目標を再確認し、日本が果たすべき貢献を考えると、「専守防衛」「武器輸出三原則」など憲法9条によって築かれてきた政策的遺産をいかに維持し、国際的に活用するかが大きな課題となる。国内政治において、これらの遺産が崩されてゆく情勢の中で、これを積極的に活かす道を探るべきである。その意味から、東北アジア地域の協調的安全保障の枠組みにまず焦点を当てるのが、有効な道であると考えられる。大量破壊兵器を手がかりにとり組みを進め、地域の広範囲な軍縮の枠組みへと発展させてゆくことが考えられる。平壤宣言（02.9.17）は、このような方向に進むための貴重な手がかりとなる。

東北アジアの核兵器以外の大量破壊兵器を考えたとき、北朝鮮が化学兵器禁止条約に参加していない状況の改善が望まれる。また、大量破壊兵器の運搬手段について、公平で冷静な議論が必要になる。たとえば、日本を母港にする米軍艦に500基の巡航ミサイル・トマホークの発射能力がありながら、北朝鮮のミサイル開発の中止を一方向的に求めるのでは説得力のある議論にならない。

東北アジアにおける核兵器以外の大量破壊兵器やミサイルについての協議は、この地域に検証制度をしっかりと備えた非核地帯を創設する呼びかけがなされるならば、その協議の中で取り扱う道が開けると期待できる。さらにはその中で、日本政府は憲法の制約下にある日本の専守防衛政策を説明し、地域全体として協調的安全保障と軍縮を進める必要性を意見表明して行くことができる。

## 課題2（国際的な諸課題）

「全面かつ完全軍縮」という長きにわたる国連の課題を前進させるためにさまざまな国際的取組みが行われている。対象期間においては、イラク戦争を防止し、武力攻撃以外の手段でイラクの大量破壊兵器の問題を解決することが、「全面かつ完全軍縮」へと向かう国際協調を形成するための緊急課題であった。また、化学兵器禁止条約（CWC）発効後初めての再検討会議、国連小型武器中間会議などの国際会議が対象期間に開催される予定であった。その他、対人地雷、特定通常兵器などの国際的課題について、日本は平和憲法を持つ国にふさわしい積極的な貢献を行うべきである。

### [ 評価 ]

課題1に関連して、対象期間において、日本政府は協調的安全保障の枠組みを進めるとは逆に、軍事的対抗手段を強調する方向に進んだ。

国連システムを無視したイラク戦争への日本の積極的支援は、東北アジア地域に対しても長期的な悪影響を生みだしたであろう。日本がイラク特措法での自衛隊派兵を決定したとき、中国は日本の「専守防衛」政策が変更されることを懸念した。「日本が専守防衛政策を守り、平和的発展の道を堅持するよう希望する」（03.12.9、劉建超・外務省副報道官）。また、第5項「不可逆性の原則」で述べたように、米国製ミサイル防衛システムの導入決定（03.12.19）は、軍事的エスカレーションを招く愚行というべきであろう。さらに、北朝鮮の大量破壊兵器の脅威に対して、国際公約に違反してまで、米国の核の脅しによる日本の「安全の保証」を求める姿勢を示した（第5項、課題3）。

このように、地域の協調的安全保障の構築へと向かう具体的な行動は見られなかった。

平壤宣言において、北朝鮮との間に「相互の信頼に基づく協力関係が構築されることの重要性を確認」し、「地域の信頼醸成を図るための枠組みを整備していくことが重要であるとの認識」を共有したにもかかわらず、それをまったく生かすことができなかった。

課題1と同じように、課題2においても米英のイラク攻撃をいち早く支持した日本の政治選択は、東北アジアだけではなく、世界の軍縮過程に対しても汚点を残したことを見逃すわけにゆかない。国連安保理は、米・英・スペインの最後通牒的な決議案に賛成せず、国連査察の継続を望んでいるなかでの先制攻撃であり、日本の支持であった。この項の課題「全面かつ完全軍縮」に逆行することは明らかである。

対象期間にさまざまな課題別の軍縮・軍備管理の政府間会議が行われた。CWCに関しては、1997年発効後5年経った後1年以内に開くことが定められていた再検討会議が03年4月28日～5月9日に開催された（ハーグ）。小型武器に関しては、2001年国連行動計画（01.7）で定められた中間会議が03年7月7～11日に開催された（ニューヨーク）。対人地雷禁止条約では第5回締約国会議が03年9月15～19日に開催された（バンコク）。特定通常兵器使用禁止条約（CCW）では条約国会議が03年11月27～28日に開催された（ジュネーブ）。対象期間の直前に、日本の対人地雷の完全廃棄が完了した（03.2.8）など、これらの分野では会議における貢献だけではなく、条約義務に関しても、日本の活動は概ね良好であると評価されている。

日本は国際的な軍縮過程への貢献として、東北アジアで協調的安全保障の枠組みを前進させるべきであったが、その努力が見られなかった。イラク戦争への積極支援は大きな誤りであった。その他の国際的な諸課題に、それなりの取組みが行われているので、総合して評価をDとする。

## ICJ勧告を想起した核軍縮義務の履行に関する定期報告

12. 強化されたNPT再検討過程の枠組みの中で、すべての締約国が、第6条、および、1995年の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」の第4節(c)の履行について、1996年7月8日の国際司法裁判所(ICJ)の勧告的意見を想起しつつ、定期報告をおこなうこと。

課題1 日本政府自身の定期報告を行うこと。13項目の履行を含むNPTの核軍縮義務の履行に関する定期報告について、各国が恣意的な報告に陥らないような標準形式を提案すること。

課題2 日本政府は、日本のNGOを含む専門家会議によって日本独自の定期報告形式と制度を作成し実行すること。

課題3 日本独自の形式及び国際的形式による定期報告は、国会に提出すること。

評価：D

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1 (標準形式作成の提案)

これは、全締約国に課せられた義務である。とりわけ、核兵器保有国と日本を含む核兵器依存国にとっては重要な義務である。02年NPT準備委員会において、報告書の在り方が多くの国やNGOの関心を集めた。

日本政府自身が、定期報告を提出すべきことはもちろんである。

その上で日本政府は、各国の報告が自己宣伝に偏った恣意的なものにならないよう、13項目の履行を中心に最低限の要件を備えた簡単な標準形式を提案すべきである。核兵器国、核兵器依存国、その他の国によって、カバーすべき要件に違いを設けるのが適切である。

#### 課題2、3 (日本独自の定期報告)

日本の場合、被爆国としてとりわけ義務履行に忠実でなければならない。また、核兵器依存からの脱却については、日本独自の実行プランが考えられる。

定期報告を媒介として世論と対話することによって、核兵器廃絶への関心を高めることができる。したがって、国際的な標準に従った報告とともに、日本独自の様式と制度が必要である。

その様式と制度は、NGOを含む専門家協議を通じて作成するべきである。この成績表

は、その試みの参考資料になるであろう。報告の内容は、当然、国会における定期的な審議の対象とすべきである。

### [ 評価 ]

課題1に関しては、03NPT準備委員会の実績は次のようなものであった。NPT正式文書として登録されているものは、ハンガリー、韓国、クロアチア、スロバキア、リトアニア、オーストラリア、ニュージーランド、モロッコ、オランダ、カナダ、マレーシア、スイス、インドネシア、南アフリカ、ブルガリア、フィンランド、スリランカ、スウェーデン、日本、ブラジル、ノルウェー、ベルギー、アイルランド、モンゴル、メキシコ、ルーマニア、イラン、ペルー、イギリスの29か国であった。米国は、ノン・ペーパーとして「情報文書」を提出した。

核兵器国の中では、ロシア、フランス、中国からの提出がないことは問題である。また、イギリスが検証問題に集中した報告になっていることに代表されるように、各国が恣意的に得意分野の報告をしている印象は拭えない。力点をおいた得意分野の報告はそれとして貴重であるが、基本的なデータが報告され、前進・停滞・逆行が記録されてゆくような報告が必要である。

日本政府自身、02年に引き続いて03年も「定期報告」を提出した(NPT/CONF.2005/PC.

132)。しかし、その内容は、上記の課題に示されるような問題意識をもった報告にはなっていない。たとえば、「核の傘」依存状況など一言も触れていない。また、過去一年の努力を報告する方法ではなく、全般的な過去の取り組みを語る方法をとっている。やはり

標準形式を定めることが求められる。

日本独自の取り組みに関する課題2、3について、動きはなかった。

総合して、対象期間における努力はDと評価する。

## 検証能力のさらなる開発

13. 核兵器のない世界を達成し維持するための核軍縮協定の遵守を保証するために必要な、検証能力のさらなる開発。

課題1 日本政府は、国際的検証の重要性を認識し、その強化のために具体的な貢献をすること。

課題2 核兵器の開発、維持、管理に使われている資源を、「核兵器のない世界」の検証システムの開発に振り向けるという考え方を重視し、奨励すること。

課題3 日本政府は、「核兵器のない世界」を維持するのに必要な検証に関する諸課題を洗い出し、対策事項を提案する専門家組織を日本に設立することを検討すること。

評価：D

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1（検証の重視）

イラク戦争突入前の国連などによる査察問題、イラン、パキスタン、北朝鮮に絡む核兵器・大量破壊兵器拡散問題、などが国際問題となる中で、検証問題の重要性が多くの市民の関心の上っている。

I A E Aは核兵器の分野でこの問題を担う国際機関であり、その機能を強化するために、抜き打ち査察が可能になるような追加議定書の普及を図っている。日本政府は、原子力発電を行っている国として初めて1999年に「追加議定書」を締結するとともに、その普及のために力を注いできた。01年6月にアジア・太平洋諸国を対象に追加議定書の促進・円滑化のための国際会議を東京で開催したが、続いて02年12月9日には、I A E Aの協力の下で、「I A E A保証措置強化のための国際会議」（東京）を主催した。この会議では、「追加議定書フレンズ会合」が設立された。

検証問題は今後ますます重要であると考えられ、日本は、検証能力の向上のために具体的な貢献をするべきである。

#### 課題2（資源の振り分け）

核兵器のない世界に必要な検証のための個々の方法論や技術はすでに存在していると言われる。問題は、それを有効に組織する政治的合意と財政的な裏づけである。すでにC

T B Tに関しては、地球規模の信頼すべき検証システムが完成されつつある。しかし、それを維持する財政システムが不安である。

核兵器拡散に対抗するために費やされている軍事費や、核兵器の開発、維持、管理のために使われている物的、人的資源は、検証システムの建設のために費やした方が、より効率的に安全保障に貢献することを知るべきである。日本政府は、このような考え方を主唱し、普及に努めるべきである。

#### 課題3（洗い出し専門家組織の設立）

「核兵器のない世界」を維持するための課題を洗い出し、国際的に問題提起をする専門家組織を発足させることは、被爆国日本にふさわしい事業である。この際、化学兵器禁止条約機構（O P C W）、C T B T O、I A E Aなど活動が基礎となる。N G Oが作成した「モデル核兵器禁止条約」も重要である。

### [ 評価 ]

対象期間において、検証能力の強化について、政府・国際機関の中でも新たな動きがあった。I A E Aのエルバラダイ事務局長の提案（03.10.16「エコノミスト」など）、ブッシュ大統領7項目提案（04.2.11）など、検証の強化を伴う国際管理に関する提案が行われている。

課題1に関して、日本政府は、米口に対する早期批准の要請を行ったことを含めI A E



Aの追加議定書の普及に関してそれなりの努力を継続している。また、02年12月に設立された「追加議定書フレンズ会合」を機能させるための努力も行っている。

第3項F M C Tの項目で書いたように、日本政府は03年3月28日、ジュネーブにおいて、カットオフ条約に焦点を当てた検証に関するワークショップをオーストラリア、国連軍縮研究所（UNIDIR）との共催で開催した。これも、検証問題に関する日本の貢献の一つであった。

しかし、担当部署におけるこのような努力にもかかわらず、政治トップの外交では国際的な検証の重要性を真っ正面から否定するような行動が取られた。すなわち、第11項でも触れたように、イラク攻撃を正当化するために米・英・スペインが最後通牒的な安保理決議を提出したとき、国連査察を継続することによって武力攻撃なしにイラクの大量破壊攻撃問題の解決を図るべきだというのが、安保理の大勢の意見であった。そんな中で、米英は武力攻撃を強行し、日本はそれに抗議す

るところか、率先して支持したのである。このような日本の政策は、国際的検証制度を重視するどころか軽視するものであった。さらに、日本がI A E A追加議定書の普遍化など個別的な検証分野で努力していることが、狭い国益的判断に基づくものであり、自分の国の都合で運用する積もりであるとの印象さえ与えかねないであろう。

課題2にあるような「資源の振り向け」という考え方は、日本政府の中にまだ登場していない。米国のN P Rに描かれた核兵器計画やミサイル防衛計画には膨大な予算が投入されている。このような現状に対して、その費用を核兵器のない世界の維持や過去の被害者の補償に充てるべきだという提案を、日本政府は行うべきであろう。

課題3に関して、日本政府による検討はまだない。

個別的な検証分野で担当部署の積極的な努力があるにもかかわらず、それを政治トップが否定する行動を取った。総合して評価をDとする。

## 追加(1) 法的拘束力のある消極的安全保証(NSA)

2節 本(再検討)会議は、核兵器の完全廃棄が、核兵器の使用または威嚇を防止する唯一の絶対的な保証であることを再確認する。会議は、5核兵器国による、NPT締約国である非核兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準備委員会に対して、この問題についての勧告を2005年再検討会議に提出することを要請する。

課題1 日本政府は、法的拘束力のあるNSAの必要性について自国の政策を明確にすること。日本の国連総会決議の中にそれを盛り込むこと。そのうえで04年再検討準備委員会が、法的拘束力のあるNSAを達成する方途についての勧告に合意できるよう、積極的に行動すること。

課題2 朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)のBC兵器に対して米国の核兵器使用を求めるといった不当な考え方を撤回し、非核地帯設立などNSAに基づいた地域安全保障の構築を進めること。

評価：E

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1 (態度の明確化と積極性)

この項目において、2000年NPT再検討会議の最終文書は、2005年会議に向けてもっとも具体的な要求を準備委員会に対して行っている。つまり、04年準備委員会は「法的拘束力のあるNSAを達成する方途」について勧告を作成しなければならないのである。

1995年のNPT無期限延長にあたり、米、口、英、仏の4力国は、核兵器国と同盟した攻撃を受けた場合を除いて、NPT締約国である非核兵器国に対して核兵器を使用しないと宣言した。中国は、いかなる場合も核兵器を使用する最初の国にならないと宣言した。国連安保理決議984「非核兵器国の安全保障に関する決議」(1995.4.11)は、これらの宣言の内容を再確認している。こうした、核兵器不使用の約束によって安全を保証することは、「消極的安全保証」(NSA)と呼ばれるが、法的拘束力がないのが現状である。

しかし、非核兵器国が核兵器を保有しないと誓約することによって、核兵器国から核攻撃を受けないという安全の保証が得られるのでなければ、非核兵器国はNPT加盟によって大きな不利益を被ることになる。すなわち、

NSAは核不拡散体制の基盤とも言える重要な要件である。

NSAに法的拘束力を持たせるための交渉としては、1998年にCDに特別委員会が設けられたが、以後再設置されていない。対象期間の直前に公式文書となった前述の「5大使調停案」(03.1.23、CD/1693)では、「国際的に法的拘束力のある条約となることもある」というぼかした表現で、何らかのNSA制度の交渉を行う特別委員会をCDに設置することを提案している。

日本政府の法的拘束力をもったNSAに関する態度は積極的ではなかった。「道程決議」においても、その要求は見られない。日本はせっかくのNPT合意を活かすために、再検討会議準備委員会に向かって態度を明確にし、積極的なとり組みを行うべきである。

米国が、「テロとの戦争」を強める中で、NSAについての過去の誓約を無視していることは、第5項「不可逆性の原則」の課題3に関連して説明した通りである。NPRでは北朝鮮、イラク、イラン、シリア、リビアというNPT加盟非核兵器国を名指して、それらに対する核兵器使用の可能性を述べた。また、「大量破壊兵器と闘う国家戦略」(02.12)においては、WMD使用への報復としての核攻撃のみならず、相手のWMDを破

壊する先制攻撃としての核兵器使用すらありうることを示唆した。このような情勢の中で、日本政府が政策的立場を明確にすることが、ますます要求される。

#### 課題2（BC兵器への核抑止論の撤回）

日本政府は、暗に、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）の生物・化学兵器（BC兵器）に対する抑止力として米国の核兵器使用の選択肢を残す必要があるとの立場をとっている。実際、第5項、課題3で述べたように、対象期間においても6者協議に関連して、北朝鮮が核兵器計画を放棄し、米国が北朝鮮に「安全の保証」を与えた後にも、米国は日本への核抑止力を維持するよう日本政府が米国に要請していたと伝えられる（03.10.30、「共同通信」）。この立場は、防衛計画大綱が、「核の脅威に対して米国の核抑止力」と規定していることを逸脱して、核以外の脅威に核抑止を拡大するものである。単に「大綱」逸脱であるだけではなくて、NPT合意第9e「安全保障政策における核兵器の役割の縮小」に違反する「拡大」行為でもある。

仮に日本にとって北朝鮮のBC兵器や弾道ミサイルの脅威が想定されとしても、それらはBC兵器の禁止条約やミサイル管理・軍縮の枠組み、また東北アジア非核地帯化交渉の中で解決すべき問題である。

[ 評価 ] \_\_\_\_\_

課題1に関して、新アジェンダ連合は、03 NPT準備委員会において、重要な動きを開始した。準備委員会が勧告を行わなければならないことを想起し、その重要性を訴えるとともに、作業文書「安全の保証」（03.5.1、NPT/CONF.2005/PC. /WP.11）を提出した。それは、条約もしくはNPTへの新議定書などを想定して、法的拘束力のある合意内容についてのたたき台となるものであった。

新アジェンダ連合のこの重要な動きと対照的に、日本の「道程決議」は03年においても、法的拘束力のあるNSAには触れなかった。国連総会に提出されるパキスタンなどが提案したNSA決議に賛成しているとはいえ、2000年NPT会議のNSAに関する決定に日本は背を向けていると言うべきであろう。強く改善を促したい。

課題2に関しては、すでに第5項、課題3で述べたところである。報道によれば、日本は北朝鮮が核兵器計画を放棄しても、米国の核攻撃の選択肢を捨てないようにと、NSAとは逆行する要請をしていたと考えられる。これは、残念ながら、日本政府が従来、市民団体に対して非公式な場で示していた考え方と符合するものである。被爆国としてあってはならないことであり、日本は根本的な政策転換を行うべきである。

被爆国であるにもかかわらず核抑止の拡大を図る日本の政策の誤りを憂え、評価をEとする。

## 追加(2) 非核地帯の設立

6節 本(再検討)会議は、さらなる非核地帯条約を締結しようとして1995年以来とられてきた措置を歓迎しまた支持し、地域の関係諸国間で自由意思によって達成された制度に基づいて、国際的に認知された非核地帯を設立することが、世界の、また地域の平和と安全を強化し、核不拡散体制を強化し、核軍縮の目的の実現に貢献するとの確信を再確認する。

*課題1 日本政府は、中央アジア非核地帯設立のための支援活動を継続すること。*

*課題2 日本政府は、南半球の非核化推進のため、国連総会決議への支持を含め、可能な支援を積極的に行うこと。*

*課題3 日本政府は、検証制度を持った東北アジア非核地帯設立を推進する政策を採択すること。そのうえで具体的な行動をとること。*

評価：D

### [ 課題の設定 ]

#### 課題1 (中央アジア非核地帯への支援)

日本政府は、一般論として非核地帯の設立を支持してきた。

とりわけ、2000年再検討会議を前にして、中央アジア非核地帯化(キルギス、カザフスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンの五か国が対象)の条約起草会議を札幌に招致する(第1回:1999.10.5-8、第2回:2000.4.3-6)など、日本は中央アジア非核地帯設立に向けて積極的な活動を行った。このような支援の成果として、02年9月27日、ウズベキスタンのサマルカンドで開催された専門家会議において五か国が条約文案に合意したと報道された。条約署名が間近と期待されたが、それ以後新しい進展は伝えられていない。

日本政府は、引き続き中央アジア非核地帯実現への支援を続けるべきである。

#### 課題2 (南半球非核地帯化への支持と協力)

非核地帯化の拡大について、現在行われている国際的な努力の一つは、南半球にある四つの非核地帯を何らかの形で結び、南半球全体の非核地帯地位を獲得することである。ブラジルが提案国となつて、南半球の多くの国が共同提案をした同趣旨の国連決議が、1996年以来、圧倒的多数の支持を得て毎年採択されている。日本政府は最初棄権していた

が、1998年以来、賛成票を投じてきた。米、英、仏が一貫して反対している。このアプローチは、核兵器のない世界を目指す魅力あるアプローチであり、日本政府は積極的に支持すべきである。

#### 課題3 (東北アジア非核地帯の推進)

北朝鮮の核兵器開発問題を契機に、東北アジア非核地帯の意義と必要性がますます明確になりつつある。にもかかわらず、日本政府のこれに対する消極的態度が続いている。しかし、すでにNGOからはさまざまな具体的な提案がある。日本国内では、広島、長崎の平和宣言にたびたび訴えがあった。また、いくつかの主要政党が推進政策を採択している。

東北アジア非核地帯を日本が提案することは、単に北朝鮮の核問題に対する解決策であるだけでなく、この地域の緊張緩和と信頼醸成に大きく貢献すると考えられる。もちろん、世界の核軍縮への貢献も大きい。第9e項目「核兵器の役割の縮小」、第11項目の協調的安全保障に関連して、すでに説明をした通りである。また、検証制度を持った東北アジア非核地帯を設立することによって、前項で指摘したNSAに関する日本の誤った政策を是正することができる。

02年9月には北朝鮮の建国以来、日本の首相として初めての北朝鮮訪問があり、日朝首脳会談が行われ、歴史的な平壤宣言が発せられたのである(02.9.17)。拉致問題という

困難な問題を同時に直面することになったとはいえ、新しい行動を起こすさまざまな機会と可能性を生み出した。日本政府は、一日も早く東北アジア非核地帯化への政策決定を行うべきである。そして、激動する東北アジア情勢の中で、可能な行動を起こすべきである。

[ 評価 ] \_\_\_\_\_

課題 1 に関しては、03 年 1 月 22 日に採択された国連総会決議 (57/69) によって、中央アジア 5 か国の中央アジア非核地帯設立への意思と国際的な支援は再確認されたものの、対象期間に具体的な進展は見られなかった。日本の果たした役割に関しても目に見えるものはなかった。しかし、日本の支援姿勢は継続していると考えてよいであろう。

課題 2 に関しては、日本の支持の立場は 03 年国連決議においても継続された。しかし、決議内容で注目すべき積極的な内容の一つは非核地帯条約加盟国が一堂に会する会議の開催を婉曲ながら支持していることであるが、日本政府はその開催の実現に向けて積極的な意思表示をしている訳ではない。

課題 3 の東北アジア非核地帯化について、対象期間に地域情勢に重大な変化があった。対象期間の直前に北朝鮮が N P T 脱退を宣言していた (03.1.10) が、90 日間の「クーリングオフ」の期間が過ぎて、北朝鮮は事実上 N P T の外の国になった。中国の仲介で米国、北朝鮮、中国の 3 か国協議 (03.4.23-25)、次いで日本、韓国、ロシアが加わった 6 か国協議 (03.8.27-29) が開催され、ねばり強い交渉の時期を迎えることになった。これらの交渉の中で、北朝鮮は「安全の保証」を重要な要求項目の一つにした。その背景には米英のイラクへの先制攻撃があった。K E D O (朝鮮半島エネルギー開発機構) は紆余曲折の後、事業を 03 年 12 月 1 日から一年間停止することを正式に発表した (03.11.21)。

このように地域情勢の困難は続いているが、6 か国協議が生まれるという新しい要素も現

れている。この状況の平和的解決のために、日本の市民団体が以前から長く提案している「スリー・プラス・スリー」の東北アジア非核地帯案は、一つの対案となる構想であろう。これは、日本、韓国、北朝鮮の参加国が非核地帯を構成し、米国、ロシア、中国がこれに対して消極的安全保証を与えるという構想である。もちろん、これには適切な検証システムを伴わなければならない。03 年 8 月末の 6 か国協議の前に、元米国務長官のヘンリー・キッシンジャーが「東アジア安全保障システムに向かって」という一文を「ワシントン・ポスト」紙に投稿したが、その趣旨は奇しくも、「スリー・プラス・スリー」案に非常に近いものであった (03.8.18)。彼はこの内容を、「(北朝鮮以外の)他の国々の核に関する懸念と北朝鮮の無理からぬ安全保障上・政治上の懸念を結びつける交渉は、次のような要素を持つであろう」として提案したのである。彼の提案は、「スリー・プラス・スリー」案が極めて妥当な案であることを裏づけている。

残念ながら、東北アジア非核地帯に対する日本の消極姿勢は続いている。そして、米国の核抑止力にしがみついていることは、すでに第 5 項、課題 3 で説明したところである。

このような事態においてこそ、問題の解決を武力の威嚇や制裁に頼る前に、東北アジア地域の信頼醸成を前進させる平壤宣言にそった解決方法を探らなければならない。その観点から、東北アジア非核地帯という最適の選択肢を、日本政府は今の機会にこそ提案すべきである。日本が脅威と感じる相手の参加を得つつ、日本もまた核抑止力に頼らない姿勢を示して、初めて相互の信頼をかちとることが可能となる。6 か国協議が進行している今こそ、重要な選択肢として真剣に検討することを求めたい。

日本政府は、一般的に非核地帯を支持しながら、今こそ必要とされる東北アジア非核地帯について否定的態度を続けている。評価を D とする。